

田 野 町

子ども子育て支援事業計画



平成 27 年 3 月

高知県田野町

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
(1) 法的位置づけ.....	1
(2) 関連計画との関係.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
第2章 計画の基本的な考え方	3
1 計画の基本理念.....	3
2 施策の目標.....	3
① 地域における子育ての支援.....	3
② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進.....	3
③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備.....	4
④ 子育てを支援する生活環境等の整備.....	4
⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進.....	4
⑥ 子ども等の安全の確保.....	4
⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進.....	4
第3章 田野町の子ども・子育ての現状	5
1 田野町の人口.....	5
① 総人口の推移.....	5
② 世帯数及び1世帯あたり人員の推移.....	5
2 出生数の推移.....	6
3 就労状況の推移.....	7
① 年齢別労働力者数の推移と比較（女性）.....	7
② 就業構造.....	8
③ 常住地による就業者数.....	8
4 保育サービスの現状.....	10
(1) 児童数の状況.....	10
① 児童数の推移.....	10
(2) 保育サービスの利用状況.....	10
① 保育所・幼稚園.....	10
② 小学校・中学校.....	11
第4章 次世代育成支援行動計画	12
1 施策目標と今後の方向性.....	12

① 地域における子育ての支援	12
② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進	12
③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	13
④ 子育てを支援する生活環境等の整備	13
⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進	14
⑥ 子ども等の安全の確保	14
⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	14
2 施策体系	15
3 施策目標ごとの事業概要	17
① 地域における子育ての支援	17
② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進	17
③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	18
④ 子育てを支援する生活環境等の整備	19
⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進	19
⑥ 子ども等の安全の確保	20
⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	20
第5章 子ども・子育て支援事業計画	21
1 児童数の将来推計	21
2 教育・保育提供区域の設定	21
3 幼児期の学校教育・保育	22
（1）幼児期の学校教育・保育の量の見込み	22
（2）提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）	22
4 地域子ども・子育て支援事業	24
（1）時間外保育事業（延長保育事業）	24
（2）一時預かり事業	24
① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	24
② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外	25
（3）病児・病後児保育事業	25
（4）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	26
（5）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	26
（6）地域子育て支援拠点事業	27
（7）放課後児童健全育成事業	27
（8）利用者支援事業	28
（9）乳児家庭全戸訪問事業	28
（10）養育支援訪問事業	29

(11) 妊婦健診.....	29
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	30
(13) 多様な主体の参入促進事業.....	30
5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策.....	30
第6章 計画の推進.....	31
1 計画の推進体制.....	31
2 進捗状況の管理.....	31
資料.....	32
1 アンケート調査結果の概要（抜粋版）.....	32
I 調査概要.....	32
I-1 調査の目的.....	32
I-2 調査の概要.....	32
II 就学前児童調査結果.....	32
II-1 封筒の宛名のお子さんご家族の状況について.....	32
II-2 子どもの育ちをめぐる環境について.....	34
II-3 お子さんの保護者の働いている状況について.....	36
II-4 お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について.....	37
II-6 お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について.....	38
II-7 お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について.....	41
II-8 お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）.....	42
II-9 お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について.....	43
II-10 小学校就学後の放課後の過ごし方について（お子さんが5歳以上である方）.....	44
II-11 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について.....	46
II-12 子育て環境全般について.....	48
III 小学生調査結果.....	51
III-1 お子さんご家族の状況について.....	51
III-2 お子さんの保護者の働いている状況について.....	52
III-3 放課後子ども教室の利用状況について.....	53
III-4 お子さんの病児・病後児の対応について.....	54
III-5 お子さんの一時預かりについて.....	55
III-6 お子さんの宿泊を伴う一時預かりについて.....	55
III-8 ファミリー・サポート・センターの利用について.....	56
III-9 就労されている方について.....	57
III-10 子育てに関する悩みや不安感について.....	58
III-11 ひとり親家庭の方に、支援策として希望することについて.....	59

Ⅲ-12	子育てに関する悩みについて	59
Ⅲ-13	子育ての環境等への満足度について.....	60
Ⅲ-14	子どもに関する施策について	60

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加等、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘されており、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子ども達が健全に成長できる社会を目指す必要があります。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートすることから、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本町においても、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために「田野町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

また、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長となったことから、「田野町次世代育成支援行動計画」の内容を継続することとし、本計画では両計画を一体化して策定します。

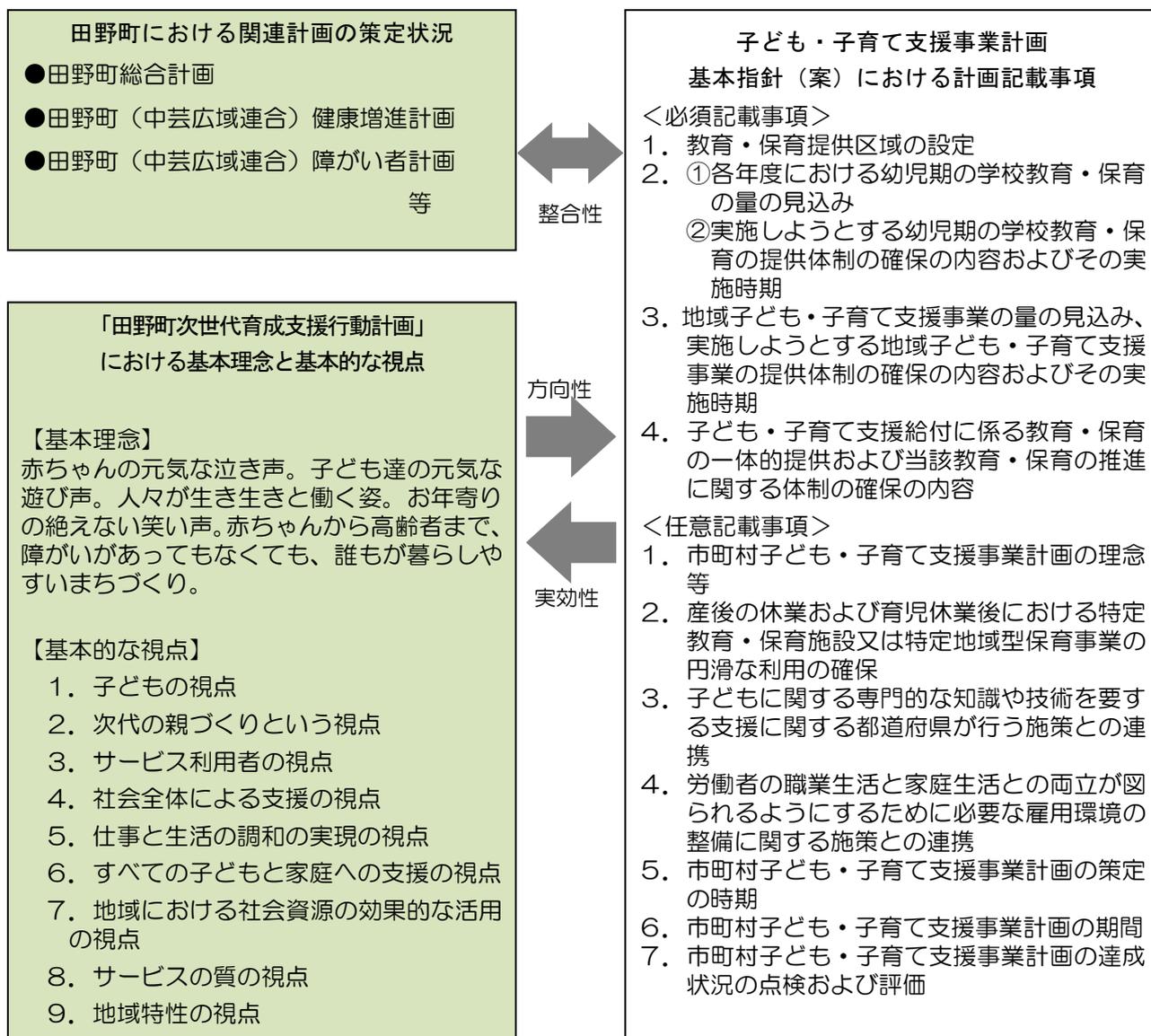
2 計画の位置づけ

（1）法的位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「田野町総合計画」を上位計画とし、「田野町次世代育成支援行動計画」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

	田野町次世代育成支援行動計画	田野町子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格特徴	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「田野町総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画	○子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提として対応事業のメニュー化

(2) 関連計画との関係



3 計画の期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの5ヶ年の計画であり、今後、5年ごとに計画を作成するとともに、施策の進捗状況について年度ごとに点検・評価を行います。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に基づく「田野町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

『赤ちゃんから高齢者まで、障がいがあってもなくても、誰もが暮らしやすいまちづくり。』

子ども達一人ひとりが豊かな人間性を育み、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会の財産です。

次代を担う子ども達の成長、幸せを目指し、家族の豊かな愛情のもとで、子どもが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進め、家庭、地域、企業、行政等様々な担い手の協働のもと、地域社会全体で支援していく体制づくりが重要です。

本計画では、「田野町次世代育成支援行動計画」を継続することから、基本理念を踏襲します。

2 施策の目標

基本理念の実現に向けて、以下の7つを施策の目標とします。

① 地域における子育ての支援

女性の社会進出や就労形態の変化等ライフスタイルの多様化により、保育所等への子育て支援に対するニーズもあわせて多様化しています。安心して子育てし、働くことができる支援体制の整備に努めるとともに、保護者同士、子ども同士の定期的な交流機会の提供、地域で様々な世代が交流する環境を整備するため、『保育所・幼稚園の運営事業』、『地域ネットワークを通じての子育て支援』、の2つの面から子育て支援の充実を推進していきます。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

母子保健事業が中心となる本分野においては、乳幼児期における育児不安の解消や育児力の向上を目的とした取組を進めていきます。

生涯を通じた健康の出発点ともなり、乳幼児期の発達課題の早期発見や相談、母親を中心とした育児支援等をとおり、健やかな成長と健康確保の強化を推進します。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもにとって安らぎの場である家庭は同時に子どものしつけや基本的な生活習慣を身につける教育の場でもあります。家庭の教育力の向上に向けて取り組むとともに、子どもが個性豊かに生きる力を育むことができるよう、それぞれの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が協力し教育力を向上させるための支援の充実を推進します。

④ 子育てを支援する生活環境等の整備

安らぎを感じる豊かな自然環境の保全やのびのびと遊べる場所づくりといった施設面の整備、医療や福祉分野における助成制度の充実、世代を超えた地域住民との交流の場づくりといった子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

働く女性が増え、結婚・出産に対する価値観が大きく変化しています。男女が仕事と子育てを両立するためには、家事の役割分担意識の啓発や働き方の見直しといった男女共同意識の浸透がより必要となってきます。国、県、関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育ての両立に支援する法律等の広報・啓発活動等に努めます。

⑥ 子ども等の安全の確保

子どもには事故やケガに遭遇する危険性があらゆるところに潜んでいます。

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや、関係機関と連携した活動を推進します。

⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

子どもが社会の一員として認められ様々な権利が保障されるように、児童虐待防止対策の充実、母子家庭等の自立の支援、障がい児施策の充実等を通して支援を必要とする児童が地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

第3章 田野町の子ども・子育ての現状

1 田野町の人口

① 総人口の推移

田野町の人口は、平成26年4月1日現在で、2,865人となっており、平成21年から緩やかな減少傾向にあります。

図表1 総人口の推移

単位：人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口	3,111	3,044	2,994	2,927	2,881	2,865

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）



② 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

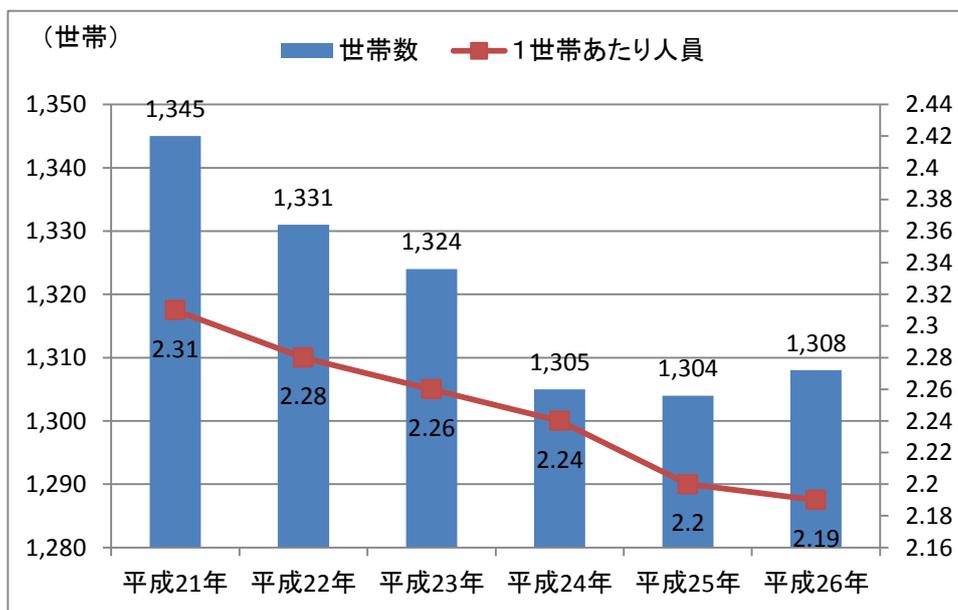
世帯数は、平成21年から減少傾向にあり、平成26年4月1日現在1,308世帯となっており、平成21年から37世帯の減少となっています。1世帯あたり人員も減少傾向で推移しており、平成26年では2.19人で、核家族化が進行していることがわかります。

図表2 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

単位：世帯、人

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数	1,345	1,331	1,324	1,305	1,304	1,308
1世帯あたり人員	2.31	2.28	2.26	2.24	2.20	2.19

資料：住民基本台帳人口（各年4月1日現在）



2 出生数の推移

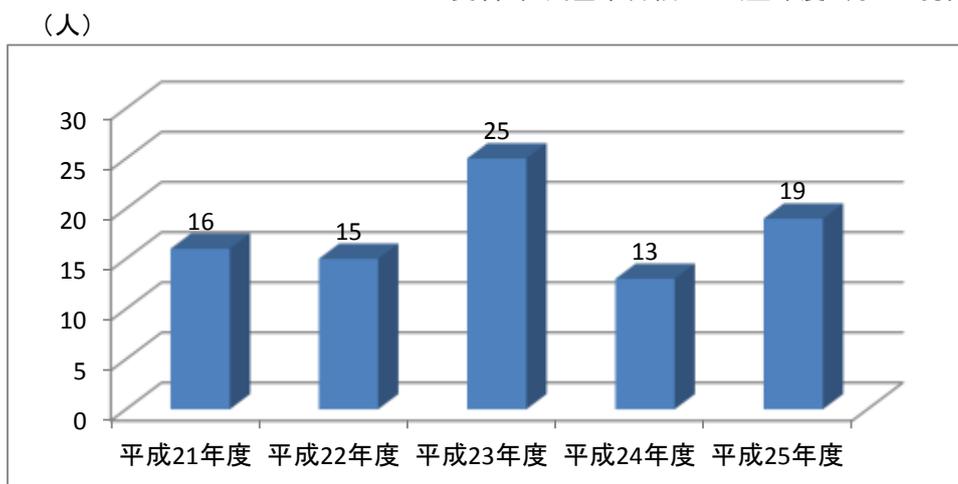
出生数の推移は、増減を繰り返しており、平成 25 年度では、出生数は 19 人となっています。

図表3 出生数の推移

単位:人

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数	16	15	25	13	19

資料:住民基本台帳人口(翌年度4月1日現在)



3 就労状況の推移

① 年齢別労働力者数の推移と比較（女性）

労働力者数の推移をみると、平成 17 年から平成 22 年ではほとんどの年齢層で女性の労働者数が減少しています。特に、30～34 歳は減少率が高くなっています。

図表4 年齢別労働力者数の推移(女性)

単位:人

	田野町 女性		高知県
	平成17年	平成22年	平成22年
15～19歳	5	3	1,770
20～24歳	35	30	8,130
25～29歳	39	35	11,855
30～34歳	54	35	14,332
35～39歳	59	59	17,552
40～44歳	78	55	15,768
45～49歳	86	88	16,999
50～54歳	76	78	17,653
55～59歳	89	67	18,186
60～64歳	60	71	16,235
65～69歳	51	44	8,713
70～74歳	45	32	5,212
75歳以上	46	41	5,983

資料:国勢調査

② 就業構造

町内の就業構造は、第1次産業は20.1%、第2次産業が18.5%、第3次産業が58.7%となっています。

図表5 就業構造

単位:人、%

産業	人数	割合
総数	1,360	
第1次産業	273	20.1%
農業	237	
林業	21	
漁業	15	
第2次産業	252	18.5%
鉱業	-	
建設業	124	
製造業	128	
第3次産業	798	58.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	
情報通信業	2	
運輸業	51	
卸売・小売業	178	
金融・保険業	22	
不動産業	3	
学術研究, 専門・技術サービス業	5	
飲食店, 宿泊業	64	
医療, 福祉	199	
教育, 学習支援業	60	
複合サービス事業	27	
サービス業(他に分類されないもの)	60	
公務(他に分類されないもの)	73	
分類不能の産業	37	

資料:平成22年国勢調査

③ 常住地による就業者数

男女別、年齢別の就業場所をみると、男女ともに、「自宅で従業」している人は若年になればなるほど少なくなる傾向がみられます。一方、「他市区町村で従業」している人は、比較的若年層が多くなっています。

図表6 常住地による就業者数

単位:人

	常住地による就業者数			
	総数	自宅で従業	自宅外の自市区 町村で従業	他市区町村で 従業
男	722	209	230	283
15歳未満	-	-	-	-
15～19歳	9	-	1	8
20～24歳	33	2	16	15
25～29歳	40	8	14	18
30～34歳	57	4	27	26
35～39歳	67	6	26	35
40～44歳	52	10	12	30
45～49歳	87	20	21	46
50～54歳	88	24	25	39
55～59歳	86	27	34	25
60～64歳	82	32	20	30
65～69歳	43	20	15	8
70～74歳	37	25	11	1
75～79歳	27	21	5	1
80～84歳	13	10	3	-
85歳以上	1	-	-	1
女	638	155	240	243
15歳未満	-	-	-	-
15～19歳	3	-	1	2
20～24歳	30	-	8	22
25～29歳	35	-	16	19
30～34歳	35	1	21	13
35～39歳	59	5	27	27
40～44歳	55	13	14	28
45～49歳	88	9	42	37
50～54歳	78	15	24	39
55～59歳	67	17	25	25
60～64歳	71	24	24	23
65～69歳	44	19	19	6
70～74歳	32	19	12	1
75～79歳	30	23	6	1
80～84歳	4	4	-	-
85歳以上	7	6	1	-

資料:平成22年国勢調査

4 保育サービスの現状

(1) 児童数の状況

① 児童数の推移

児童数の推移をみると、平成 21 年から平成 26 年まで児童人口は、減少傾向にあります。平成 26 年の児童数の合計は 353 人となっています。

図表7 児童数の推移

単位:人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
0～2歳	47	51	48	54	45	54
3～5歳	57	54	50	49	49	45
6～8歳	67	62	52	53	53	57
9～11歳	66	65	68	61	59	52
12～14歳	89	81	82	70	63	66
15～17歳	79	81	74	86	80	79
合計	405	394	374	373	349	353

資料:住民基本台帳 各年 3 月末

(2) 保育サービスの利用状況

① 保育所・幼稚園

本町には田野保育所、田野幼稚園の 2 ヶ所が設置されており、0 歳児(6 ヶ月以上)から 2 歳児までは保育所へ、3 歳児から 5 歳児までが幼稚園へ就園しています。

図表8 保育所・幼稚園の入所状況

単位:人

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
田野保育所 (定員 45)	22	23	24	26
0 歳児	7	9	5	7
1 歳児	5	9	8	7
2 歳児	10	5	11	11
田野幼稚園 (定員 110)	50	49	48	49
3 歳児	14	17	13	15
4 歳児	16	16	19	15
5 歳児	20	16	16	19

② 小学校・中学校

小学校が 1 ヶ所、中学校が 1 ヶ所あり、児童・生徒数は減少傾向にあります。

図表9 小学校・中学校の状況

単位:人

区分		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
小学校	児童数	125	119	111	111
中学校	生徒数	64	60	48	42

資料:学校基本調査(各年5月現在)

第4章 次世代育成支援行動計画

1 施策目標と今後の方向性

① 地域における子育ての支援

核家族の増加や就労形態の多様化、共働き家庭の増加、また、景気停滞状況からくる経済的課題は、結婚に関する意識への希薄化、仕事と子育てを両立することへの負担の増大、育児不安や地域からの孤立等の課題と深く結びつき、結果求められる子育て支援についてもその内容は多岐にわたります。これら課題に対し、安心して子育てをし、働くことができる地域環境の整備を推進していきます。

[保育所・幼稚園運営事業の充実]

1. 通常保育事業
2. 延長・特別保育事業

[地域ネットワークを通じての子育て支援充実]

3. 放課後子ども教室推進事業
4. 民生委員・児童委員活動
5. 子ども会活動事業・スポーツ少年団事業
6. なかよし交流館運営事業
7. 子育て情報の発信

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

育児力の低下が問われる昨今、食生活や睡眠時間といった生活習慣の不十分な形成や家庭内暴力、引きこもりといった課題も注目されています。

母子保健事業ではこれらの課題の解決に向け、疾病や発達障害の早期発見、育児不安の解消や育児力の向上を目指し、乳幼児期における子どもと保護者にとって「安心」「感動」「満足」のできる妊娠・出産・育児をすることができる支援体制の充実に向け、中芸広域連合との連携のもと進めていきます。

[子どもや母親の心身の健康の確保]

1. 母子健康手帳発行時の健康相談
2. 妊婦一般健康検査事業
3. 妊産婦・新生児訪問事業
4. 乳幼児健康診査事業
5. 1歳6ヶ月・3歳児健康診査事業
6. 歯科指導事業
7. 母子相談事業
8. 栄養士による食指導
9. 休日当番・救急医療確保

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

発達段階に応じた基本的な生活習慣や道徳感の未修得やコミュニケーション能力の低下等、子どもに関わる課題の解決に向けて、本分野では学校教育、家庭、地域教育の両分野の充実に努めていきます。

学校教育分野では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められています。幼稚園、小学校、中学校の学校間、また学校と地域が連携しながら、さらなる教職員等の創意工夫による教育活動に努める必要があります。

また家庭教育分野では、中心的役割をになう PTA の活動支援や自宅で学ぶ家庭にむけて『軒先まで届く家庭教育の発信』を進めていきます。

[学校教育環境の整備]

1. 総合的な学習時間等における地域人材等の活用
2. 教育センター事業の充実
3. 道徳教育の充実
4. 生徒指導の充実

[家庭・地域教育の環境整備]

5. 家庭・地域力の充実

④ 子育てを支援する生活環境等の整備

生活環境等における利便性、安全性の向上は、子育て家庭のみならず、町全体にとっても重要な課題です。中でも子育て中の家庭が安心して生活を送るため、医療や福祉分野の充実、公園等の整備、また児童手当等の経済支援制度の周知等以下の項目について重点的に努めていきます。

[医療・福祉分野の充実及び環境整備]

1. すこやか定住促進祝金
2. 福祉医療費助成事業
3. ひとり親家庭医療費助成事業
4. 公園及び遊園地整備

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

平成 11 年に男女共同参画社会基本法が施行され、我が国では男女がともに尊重し合い参画する社会の形成が一層進められています。社会に進出する女性が増加傾向にある中、家事育児の負担割合は依然として女性の負担割合が高く、その分担意識等もその理念とは必ずしも伴わない状況が見られます。今後は、関係機関と連携し情報提供と啓発を行います。

1. 男女共同参画意識の啓発
2. 仕事と子育ての両立の推進

⑥ 子ども等の安全の確保

交通事故は交通弱者である子どもや高齢者などが犠牲になることが少なくありません。未然に防ぐためにも、歩行者とドライバー双方への交通ルールの習得と交通安全啓発が必要となります。また、不審者情報等もあり、日常生活の中での子どもの安全確保が求められています。そのため、各関係機関の啓発活動への支援を行います。

[交通安全教育の推進と犯罪等の被害防止活動]

1. 交通安全教室
2. 街頭啓発活動
3. 安芸地区地域安全協会への支援
4. 青少年育成町民会議の活動支援

⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

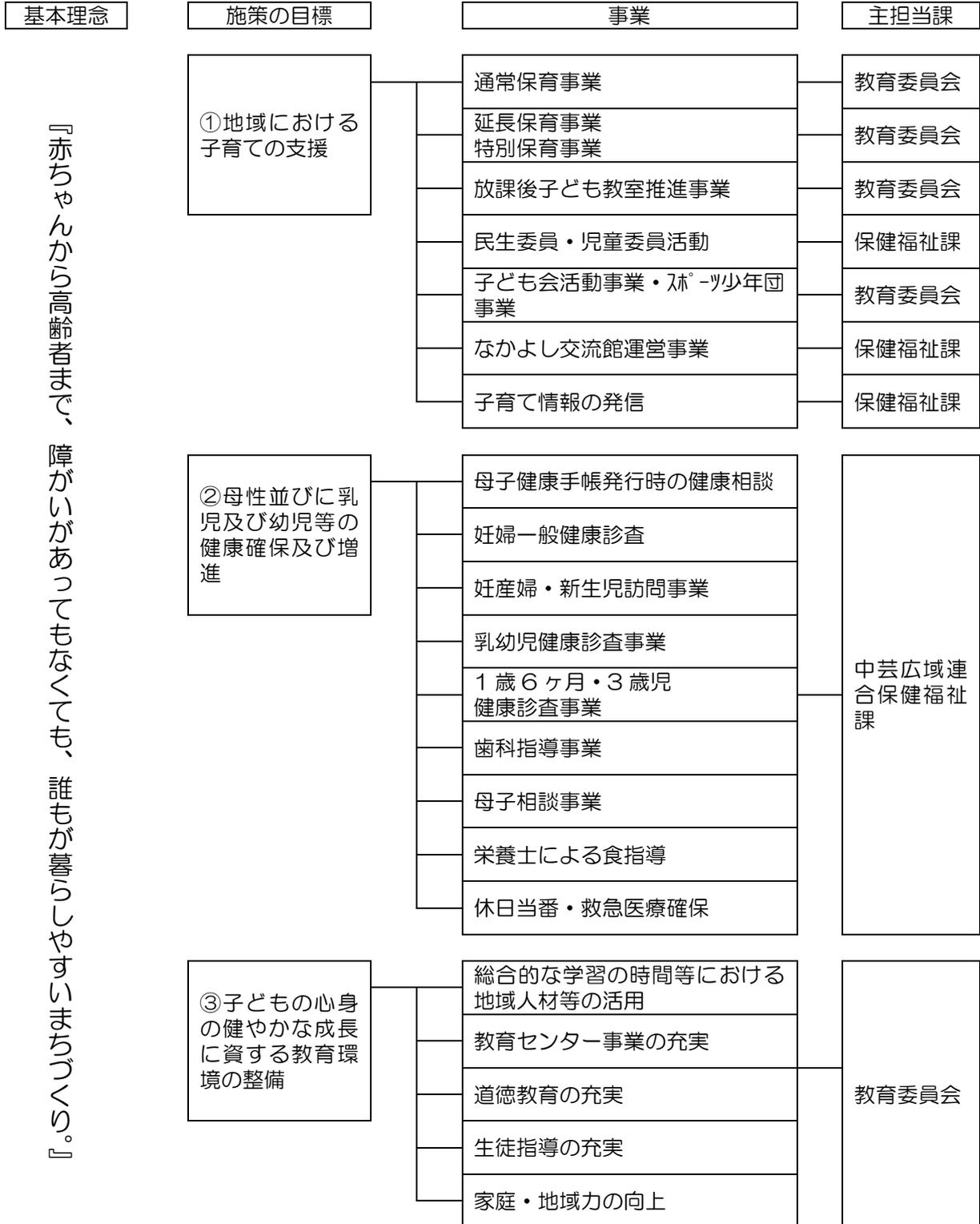
養護相談、虐待相談の件数は増加傾向にあり、要保護児童の発生予防と早期発見への取組、関係機関との連携のもとに行うフォロー等についてはその充実が求められます。

また、離婚の増加等により、ひとり親家庭も増加の傾向にあり、経済的・社会的にも不安定な中、自立した社会生活を送ることができる支援を進めていきます。

1. 要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成
2. ひとり親家庭等の自立支援の推進

2 施策体系

次世代育成支援行動計画は、継続性を重視しつつ、事業の整理・改善を行いながら進めていくこととし、以下の施策体系とします。



施策の目標	事業	主担当課
④子育てを支援する生活環境等の整備	すこやか定住促進祝金	保健福祉課 まちづくり推進課・保健福祉課
	福祉医療費助成事業	
	ひとり親家庭医療費助成事業	
	公園及び遊園地整備	
⑤職業生活と家庭生活との両立の推進	男女共同参画意識の啓発	保健福祉課
	仕事と子育ての両立の推進	
⑥子ども等の安全の確保	交通安全教室	まちづくり推進課
	街頭啓発活動	教育委員会
	安芸地区地域安全協会への支援	まちづくり推進課
	青少年育成町民会議の活動支援	保健福祉課・教育委員会
⑦要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成	中芸広域連合保健福祉課・保健福祉課
	ひとり親等の自立支援の推進	保健福祉課

3 施策目標ごとの事業概要

① 地域における子育ての支援

NO	事業名	事業概要
1	通常保育事業	国が定める運営及び設置基準により、保育所の運営を実施。保育を必要とする乳幼児を対象に保育を行う。
2	延長保育事業 特別保育事業	各施設の開所時間内で、通常保育・教育時間外に実施。
3	放課後子ども教室推進事業	小学生を対象に月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、地域サポーターの協力のもと、自主学習や読書、室内遊び等を行う。
4	民生委員・児童委員活動	地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、子どもの健全育成活動、要保護児童の把握・支援活動等を行う。さらに、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、福祉活動を行う。
5	子ども会活動事業 スポーツ少年団事業	地区単位で活動を行う子ども会や地域指導者の協力のもと活動するスポーツ少年団の育成支援を行う。
6	なかよし交流館運営事業	乳幼児から高齢者まで誰もが集える場として運営されるなかよし交流館では、乳幼児の一時預かりを実施し、世代間交流を通じた子育て支援を行う（委託事業）。
7	子育て情報の発信	子育てに関する情報を町広報誌等で提供する。

② 母性並びに乳児及び幼児等の健康確保及び増進

NO	事業名	事業概要
1	母子健康手帳発行時の健康相談	妊娠の届け出があった妊婦に対し母子健康手帳の発行を行うとともに、妊婦アンケートの内容により問診及び健康相談を行う。
2	妊婦一般健康診査	妊婦の健康保持・増進のため、妊娠中の健康診査について、受診票の交付により助成を行う。 ・妊婦一般健康診査受診票 14 回分

NO	事業名	事業概要
		・乳児一般健康診査受診票 2 回分
3	妊産婦・新生児訪問事業	新生児と母親全てを支援するための訪問指導。また、生活環境、健康上のハイリスク（危険率の高い）新生児や妊婦の訪問及び支援を行う。
4	乳幼児健康診査事業	満 4 ヶ月、6 ヶ月、10 ヶ月、12 ヶ月の乳幼児を対象に身体測定・問診・観察・診察等で、心身、運動、言語の発達確認を行う。
5	1 歳 6 ヶ月・3 歳児健康診査事業	1 歳 10 ヶ月及び 3 歳 6 ヶ月の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科健診、発達相談等を行い必要に応じて発達支援、子育て支援を継続的に行う。
6	歯科指導事業	0 歳から 6 歳までの乳幼児を対象に、健診時に歯科指導を行う。
7	母子相談事業	母子の心身の不安を解消するため、電話・来所・訪問等で随時健康相談（保健師等対応）を実施する。
8	栄養士による食指導	妊娠期から思春期まで子どもの成長に合わせた栄養教育を実施する。
9	休日当番・救急医療確保	救急医療に対する需要にあわせ、休日夜間の初期救急医療体制の充実強化を図る。

③ 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

NO	事業名	事業概要
1	総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	学校教育分野において、地域の人材等を活用し、地域の文化や歴史、産業等を学ぶ地域学習の充実に努める。
2	教育センター事業の充実	いじめや不登校、問題行動の防止に向けた活動等、子ども達にとっての「心の相談場所」としての機能も担い学校及び関係機関との連携のもと、保護者も含めた相談体制の充実に努める。
3	道徳教育の充実	地域や家庭との連携を通し、全教育課程を通じて「豊かな心の育成」に努める。
4	生徒指導の充実	子ども達の理解に基づいて各々の存在感を高めることを目的に積極的に行う生徒指導の機能を活かして、一人ひとりの自己実現が図られる指導の充実に努める。

NO	事業名	事業概要
5	家庭・地域力の向上	各種研修会の定期的な開催や地域における子どもの活動をとおり、家庭・地域力の向上に努める。

④ 子育てを支援する生活環境等の整備

NO	事業名	事業概要
1	すこやか定住促進祝金	<p>田野町の住民基本台帳に登載され、かつ、1年以上居住し、引き続き田野町に定住する意思のある方又は居住が1年未満であっても、引き続き田野町に定住することが明らかであると町長が認める方が対象。</p> <p>①出産祝金支給事業（100,000円） 出生した子が現に2人以上いる場合において3人以上出産したとき、当該3人目以上から支給。</p> <p>②育児奨励金支給事業（月額10,000円） 3人目以上の子どもが産後から就学する前年度末まで支給。</p> <p>③学校給食支援金支給事業 出生した子が現に3人以上いる場合でかつ当該3人目以上の子どもが本町の義務教育を受けているとき、当該3人目から支給。</p>
2	福祉医療費助成事業	保険診療の範囲内で保険者負担額を除いた医療費の自己負担額を助成。15歳に達する日以降における最初の3月末までの子どもを対象に実施。
3	ひとり親家庭医療費助成事業	18歳到達後最初の3月末までの児童を養育しているひとり親家庭に対して医療費の自己負担額を助成(所得制限あり)。
4	公園及び遊園地整備	健康づくり、憩いの場、健康福祉の増進に資するため町内3箇所の公園及び児童遊園地の環境整備（二十三士公園、中央児童遊園、淌涛児童遊園）。

⑤ 職業生活と家庭生活との両立の推進

NO	事業名	事業概要
1	男女共同参画意識の啓発	国、県、関係機関等と連携を図り家庭内及び社会全

NO	事業名	事業概要
		体への啓発活動を行う。
2	仕事と子育ての両立の推進	仕事と子育ての両立を支援するため、多様な保育需要に応じた保育サービスの実施を検討し、働きやすい環境の提供。また、関係機関や企業等との連携、協力のもとに結婚・出産後も仕事ができるような取組を進める。

⑥ 子ども等の安全の確保

NO	事業名	事業概要
1	交通安全教室	警察署、交通安全指導員の協力のもと小学校 1、2 年生を対象に道路の横断方法、自転車体験など交通安全教室を開催する。
2	街頭啓発活動	町内機関との連携のもと、交通安全週間において街頭にて啓発活動を行う。
3	安芸地区地域安全協会への支援	協会は、各行政区から推薦された町民、各種団体、企業等、行政関係で構成されており、地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っており、その活動に対し支援を行う。
4	青少年育成町民会議の活動支援	子どもに関わる関係機関で構成する当団体の活動支援をとおり、青少年の非行防止等の活動を行う。

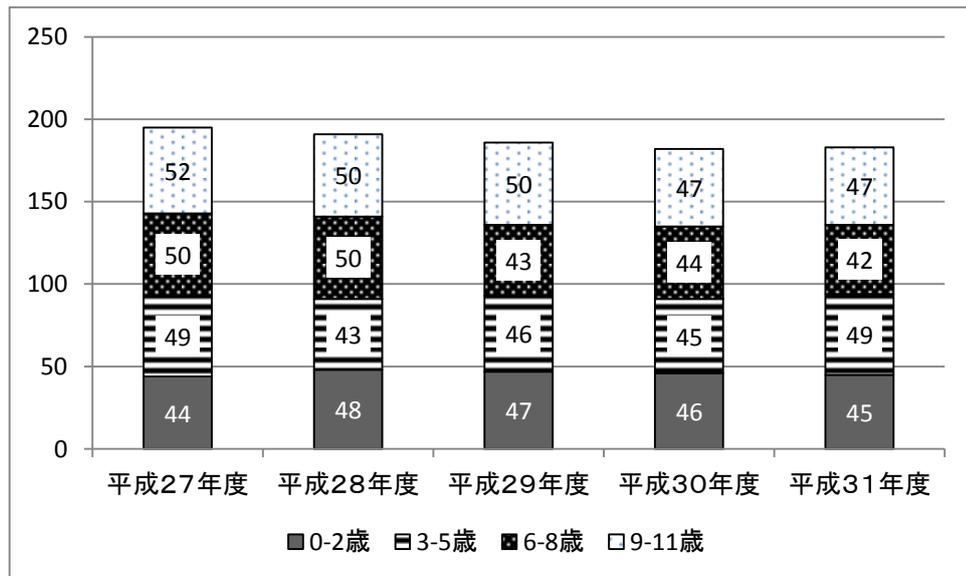
⑦ 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

NO	事業名	事業概要
1	要保護児童対策地域協議会を中心としたネットワークの醸成	行政や教育機関、警察署や児童相談所等関係機関により構成されており、要保護児童等についての情報交換や支援策等を当協議会に関わる機関との適切な連携により虐待等の早期発見・早期対応を行う。
2	母子家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等に対する相談指導体制の充実や児童扶養手当等の情報提供、保育所入所の相談等、社会的自立に必要な情報の提供を行う。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 児童数の将来推計

計画期間における本町の児童数の将来推計は以下の通りとなっており、徐々に減少傾向で推移していくことが見込まれています。



資料：住民基本台帳人口をもとに、男女別1歳刻みで推計

2 教育・保育提供区域の設定

本町における教育・保育提供区域は、これまでも全町的な利用ニーズに対応できてきた現状を踏まえ、今後も、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、本町のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備の推進を図ります。

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。子ども・子育て支援法第61条第2項により、市町村は「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して教育・保育提供区域を定め、区域ごとの事業量の算出をするとともに、実施時期や事業内容を示さなければならない」とされています。

また、教育・保育提供区域の設定をする際は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

3 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

現在の教育・保育の利用状況を基本として、保護者の利用希望等を勘案して、以下の区分で設定します。

● 「量の見込み」の算出方法

「推計児童数（人）」×「潜在家庭類型（割合）」

×「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（割合）」＝「ニーズ量（人）」

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別、施設型給付・地域型保育給付別）

【教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策（案）】

田野町は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備します。

<保育の必要性の認定区分>

・ 1号認定

（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3－5歳 幼児期の学校教育

・ 2号認定

（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3－5歳 保育の必要性あり

・ 3号認定

（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0－2歳 保育の必要性あり

各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策(案)

(人)

認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号認定 (3-5歳・ 教育標準時 間認定)	量の見込み①	41	35	39	39	41	
	確保方策 計②	110	110	110	110	110	
	(内訳)						
	施設型給付	110	110	110	110	110	
	地域型給付	0	0	0	0	0	
	地方単独事業	0	0	0	0	0	
② - ①		69	75	71	71	69	
2号認定 (3-5歳・ 保育認定)	量の見込み①	5	5	5	5	5	
	確保方策 計②	6	6	6	6	6	
	(内訳)						
	施設型給付	6	6	6	6	6	
	地域型給付	0	0	0	0	0	
	地方単独事業	0	0	0	0	0	
② - ①		1	1	1	1	1	
3号認定 (0-2歳・ 保育認定)	量の見込み ①	0歳	7	7	7	7	7
		1-2歳	19	22	22	20	19
	確保方策 計②	0歳	9	9	9	9	9
		1-2歳	30	30	30	30	30
	(内訳)						
	施設型給付	39	39	39	39	39	
	地域型給付	0	0	0	0	0	
	地方単独事業	0	0	0	0	0	
② - ①		13	10	10	12	13	

※施設型給付対象施設

認定こども園、認可保育所、認可幼稚園

※地域型給付対象事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅
訪問型保育事業

4 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

現在の子ども・子育て支援事業等の利用状況を基本として、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業概要	通常 11 時間の開所時間又は8時間の利用時間の前後の時間において、さらに 30 分以上の延長保育を実施する事業。
町の現状	本町では実施していません。
提供体制の確保方策	保育所の体制を整え、量の見込みに対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	6	6	6	6	6
②確保方策:特定教育・保育施設(保育所・幼稚園等)(人)	6	6	6	6	6
②-①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業概要	平常授業時間を超えて保育を必要とする幼児のための保育。
町の現状	保護者の就労、疾病・入院、災害・事故、看護・介護、その他やむを得ない事由により保育が必要となる幼児に対して実施。
提供体制の確保方策	現在実施している事業で量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	165	165	165	165	165
②確保方策(人日): 一時預かり事業	165	165	165	165	165
②-①	0	0	0	0	0

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり以外

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。
町の現状	○田野町単独・・・乳幼児から高齢者まで誰もが集える場として運営されるなかよし交流館では、乳幼児の一時預かりを実施し、世代間交流を通じた子育て支援を行っています。 ○中芸広域連合・・・適切な育児行動がとれるようになるまでの細やかな支援等の育児サポートを実施しています。また、子ども同士が集団の中で育ち合うことができる機会の確保や、生活習慣が獲得できるように日常的に支援しています。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替事業として継続していけるように関係機関と調整していきます。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	550	539	550	539	556
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
②-①	△550	△539	△550	△539	△556

(3) 病児・病後児保育事業

事業概要	保育所等に入所中の児童が病気の回復期(いまだ病気の回復に至らない状態を含む)にあるため、保育所等での集団保育が困難な状態にあり、かつ、保護者がやむを得ない事由のため家庭で保育ができない状況にある場合において、一時的に施設で預かり、保育を行う事業。
町の現状	本町では実施していません。
提供体制の確保方策	核家族の家庭もあり、子どもが病気になるとどちらかの保護者が仕事を休むという現状があるため、5年間で量の見込みに対応していくよう体制を整えます。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	122	120	122	120	123
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
②-①	△122	△120	△122	△120	△123

(4) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。
町の現状	本町では実施していません。
提供体制の確保方策	本事業については、現在ニーズはあがっていませんが、今後ニーズがあがってきた場合には随時検討していきます。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(5) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

事業概要	<p>○ショートステイ 保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う（原則として7日以内）。</p> <p>○トワイライトステイ 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。</p>
町の現状	本町では実施していません。
提供体制の確保方策	本事業については、現在ニーズはあがっていませんが、今後ニーズがあがってきた場合には随時検討していきます。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①ニーズ量(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
②-①	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
町の現状	○田野町単独・・・保育所では月1～2回、子育て広場を実施しており、保育所で遊んでいる姿を保護者に見てもらい、見学の際に疑問に思ったことや子育てについての相談にのっています。 ○中芸広域連合・・・月2回実施、親子の遊びをとおして、親子の交流の場の提供・交流促進や子育てに関する相談にのる教室や、5歳児は運動教室、学童児は太鼓教室を実施しています。また、月1回、乳児検診の機会を活用し、月齢ごとに遊びの教室を実施しています。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替とすることで量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	33	38	34	34	33
②確保方策(人回)	33	38	34	34	33
②-①	0	0	0	0	0

(7) 放課後児童健全育成事業

事業概要	日中保護者が家庭にいない小学生児童に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業。
町の現状	月曜日から金曜日までの放課後の時間帯を活用し、空き教室等で放課後子ども教室を実施。教室では、地域サポーターの協力のもと、自主学習や読書、室内遊び等を行っています。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替とすることで量の見込みについては対応します。また、必要に応じて余裕教室の活用についても検討します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	34	34	32	31	30
②確保方策: 放課後子ども教室(人)	34	34	32	31	30
②-①	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。
町の現状	○田野町単独・・・0～2歳は保育所、3～5歳は幼稚園というように、年齢によって入所場所が決まっており、主管は教育委員会のため、教育委員会窓口で相談に応じています。 ○中芸広域連合・・・訪問、来所、健診（乳児健診・1歳6ヶ月健診・3歳児健診）受診時等で、相談を受けています。学校・保育所・幼稚園、子育て支援事業等の情報提供や利用についてそれぞれの機関等と連絡調整や必要な支援等を行います。
提供体制の確保方策	保健師の訪問の際や健診の際、保育所の子育て広場の際を活用したり、中芸広域連合窓口や教育委員会窓口、役場保健福祉課窓口が情報共有し、相談に応じることで代替とし、量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1
②確保方策(ヶ所)	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	保健師または助産師が、4ヶ月未満の乳児のいる家庭へ訪問し、乳児の発育・母親の健康状態の把握をし、適切な指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消し孤立化を防ぐことを目的としている事業。
町の現状	新生児期から継続して、すべての家庭を訪問しています。新生児期には、相談支援事業所と同伴訪問することで、早期からの相談体制の充実や子育て支援を行っています。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替とすることで量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	16	16	15	15	15
②確保方策(人)	16	16	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
町の現状	養育支援が特に必要な家庭に対して保健師等が訪問を行い、保護者の育児援助や相談支援を行い、問題解決や保護者の負担軽減に努めています。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替とすることで量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人)	2	2	2	2	2
②確保方策(人)	2	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①妊娠月週数に応じた問診、診察等による健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査を実施する事業。
町の現状	妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票(14枚)を交付します。高知県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。里帰り妊婦には償還払いで対応します。
提供体制の確保方策	現在実施している事業を代替とすることで量の見込みについては対応します。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(人回)	224	224	210	210	210
②確保方策(人回)	224	224	210	210	210
②-①	0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	教育・保育施設が実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。
提供体制の確保方策	幼稚園や保育所での実費負担分の助成を検討します。

(13) 多様な主体の参入促進事業

事業概要	待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら保育所、小規模保育等の設置を促進していくことが必要となることから、新規施設等に対する実地支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施する事業。
提供体制の確保方策	現状では待機児童は出ていませんが、今後待機児童が出てきた際には、本事業については随時検討します。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

町では、現在も以下のような取組を行っており、今後も継続・充実していくことで、学校教育・保育の一体的な提供に努めます。

- 「生きる力」を育むことを目指し、確かな学力・豊かな心・健やかな体を育てるためにはどうしたらいいか等、中学校卒業時の子どもの姿を見据え、保育所から中学校の職員一同が集まり、教育の方針を共有している。
- 日常生活で課題を抱えている家庭のことについて、地域の関係機関と話し合う機会の場を設定し、家庭や子どもの状況、支援の方策等を話し合っている。
- 幼小中の連携教育として、子どもや先生同士の異校種間交流を行っており、自尊感情を高める取組や園内校内研修にお互いに参加し、授業力アップ、町としての学習スタンダードの確立に努めている。保育所、幼稚園間でもそれぞれの研修会や行事に参加し合っている。
- 園や学校での活動の取組やその中での成果や課題についての話し合いが行われている。

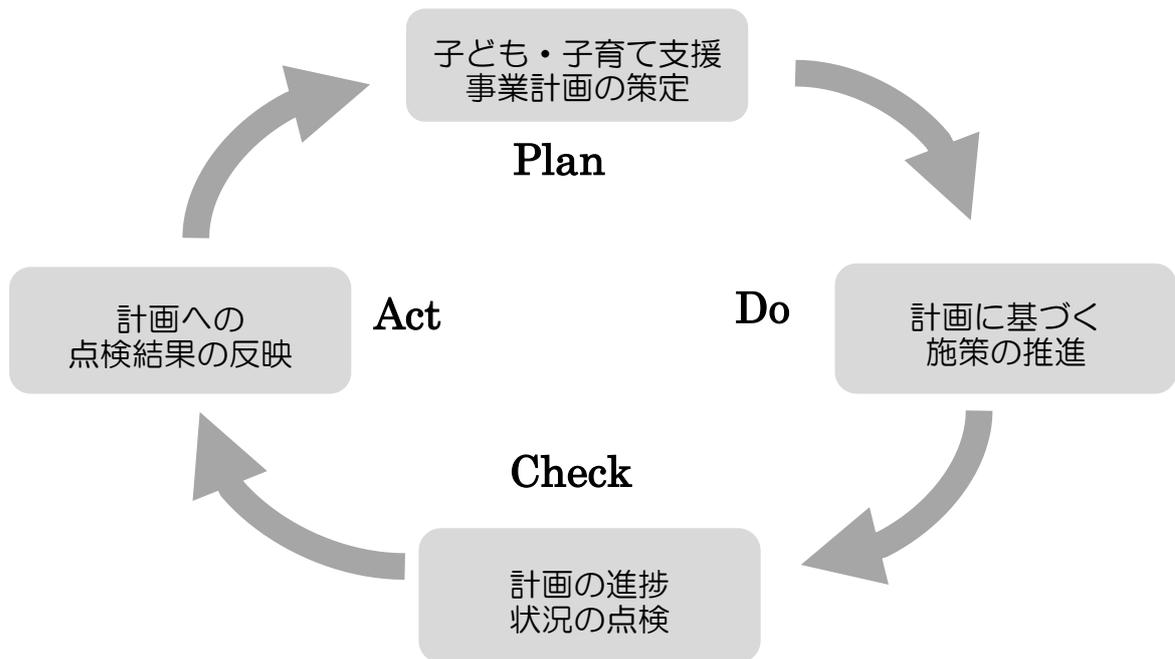
第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園等子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 進捗状況の管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。



資料

1 アンケート調査結果の概要（抜粋版）

I 調査概要

I-1 調査の目的

本町では国の制度改正にあわせて「田野町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。本アンケート調査は、計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に実施したものです。

I-2 調査の概要

- 調査対象：1. 就学前児童のいる世帯 114 世帯
2. 小学生児童のいる世帯 36 世帯

○調査期間：平成 25 年 12 月

○調査方法：調査対象者へ保育所・幼稚園・小学校を通じて配布、未就園者へは郵送

○配布・回収状況

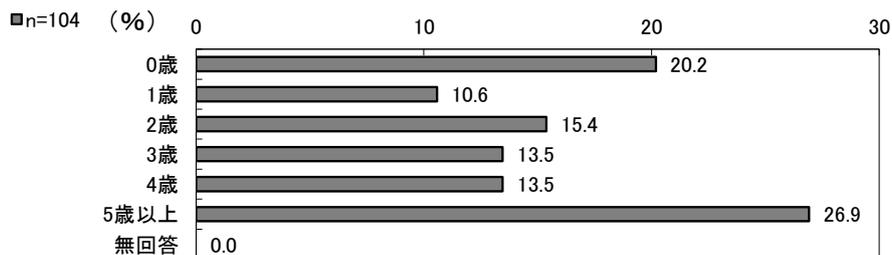
種別	配布数	回収数	回収率
就学前児童	114 票	104 票	91%
小学生	36 票	35 票	97%

II 就学前児童調査結果

II-1 封筒の宛名のお子さんご家族の状況について

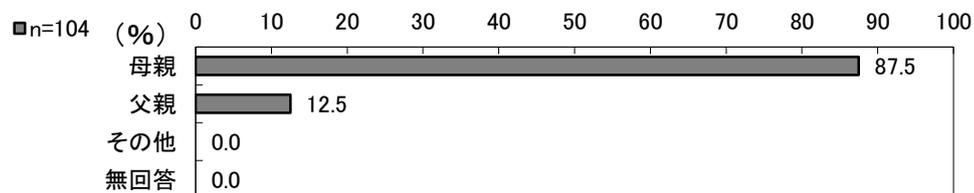
1 子どもの年齢

問1 宛名のお子さんの生年月を□内に数字でご記入ください。



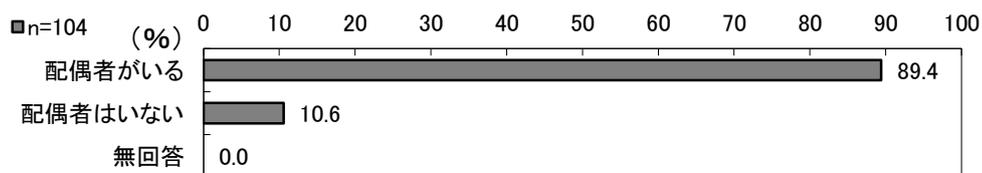
3 回答者と子どもの関係

問3 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。



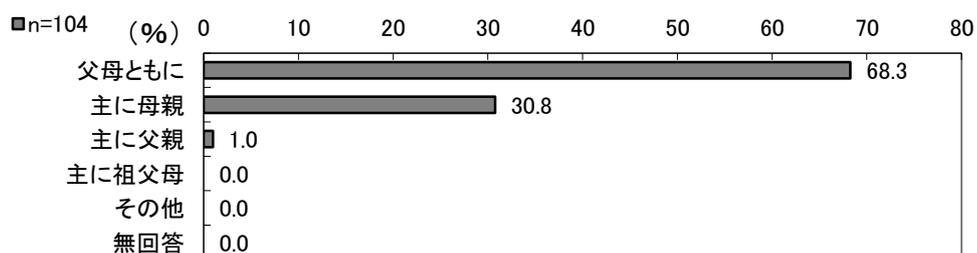
4 回答者の配偶関係

問4 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。



5 主に子育てをしている人

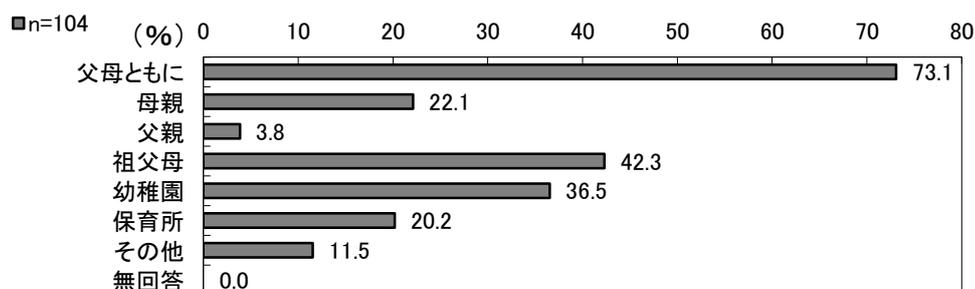
問5 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。



Ⅱ-2 子どもの育ちをめぐる環境について

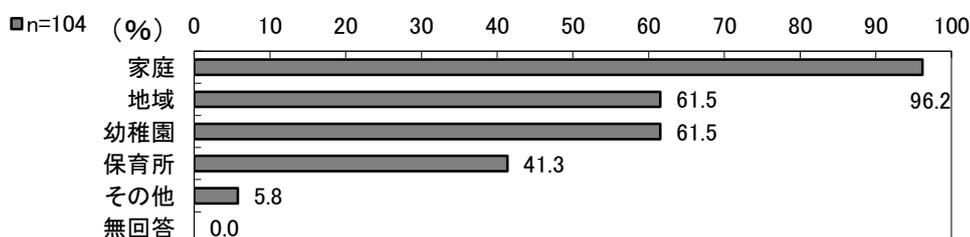
1 日常的に子育てに関わっている人

問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてに○をつけてください。



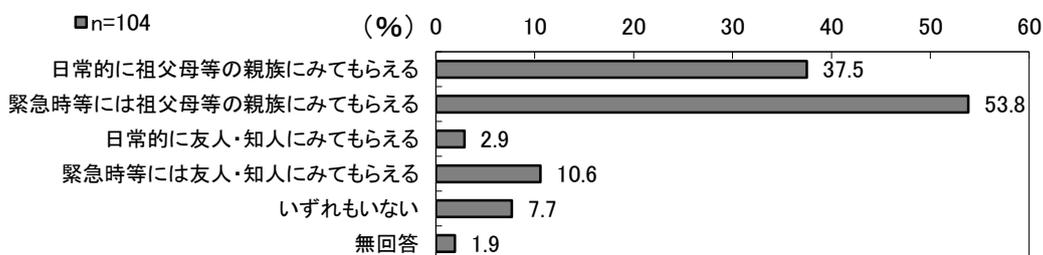
2 子育てにもっとも影響する環境

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。



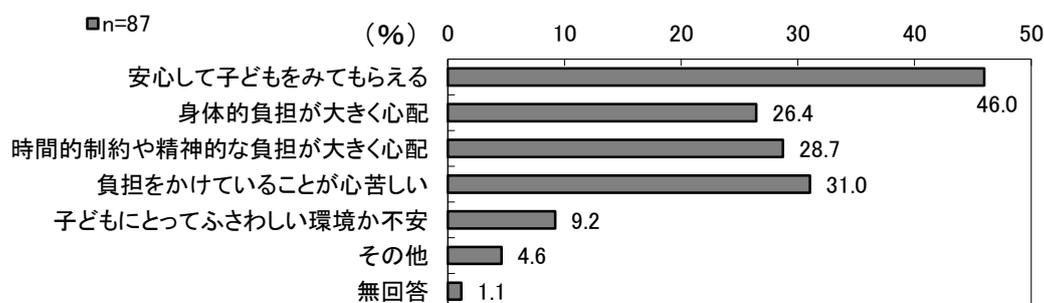
3 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の有無

問8 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



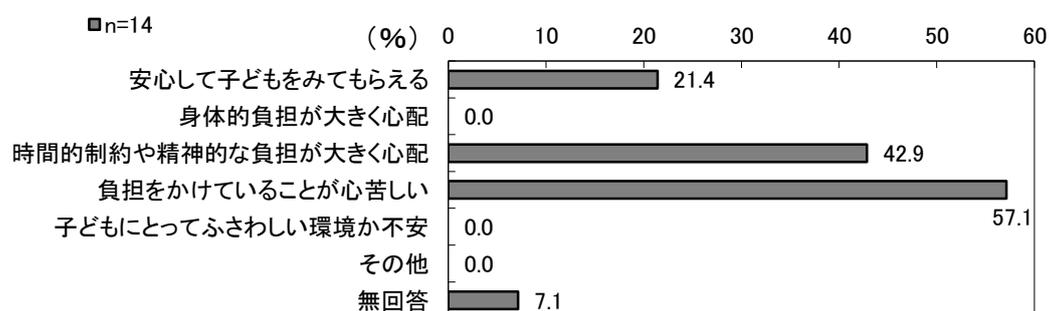
4 祖父母等の親族にみてもらっている状況

問8-1 【問8で「1」または「2」に○をつけた方にかがいます。】
 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



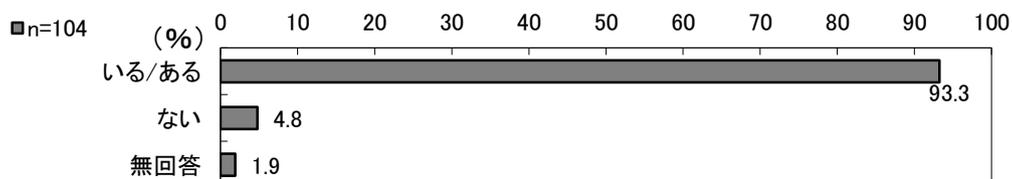
5 友人・知人にみてもらっている状況

問8-2 【問8で「3」または「4」に○をつけた方にかがいます。】
 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



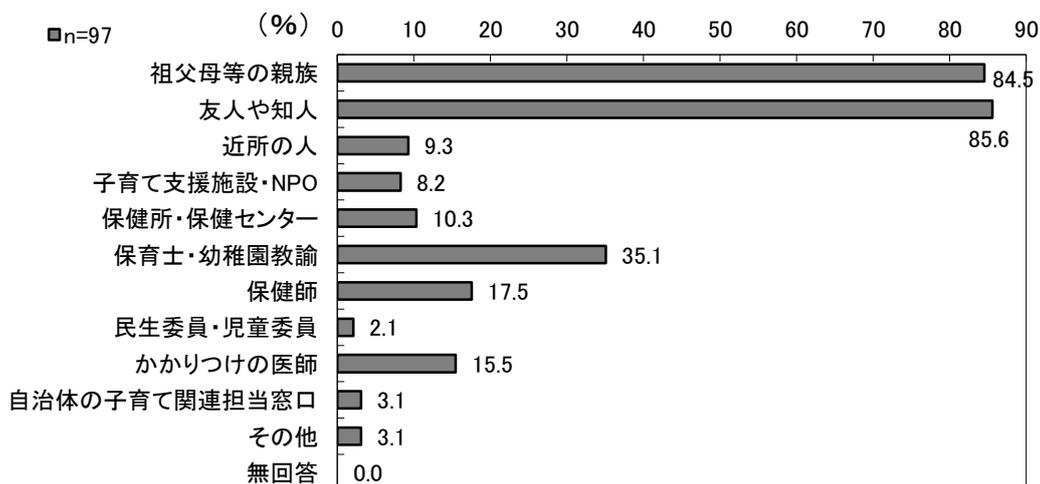
6 子育てについて気軽に相談できる人又は場所の有無

問9 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



7 子育てについて気軽に相談できる相手先

問9-1 【問9 で「1」に○をつけた方にうかがいます。
 お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

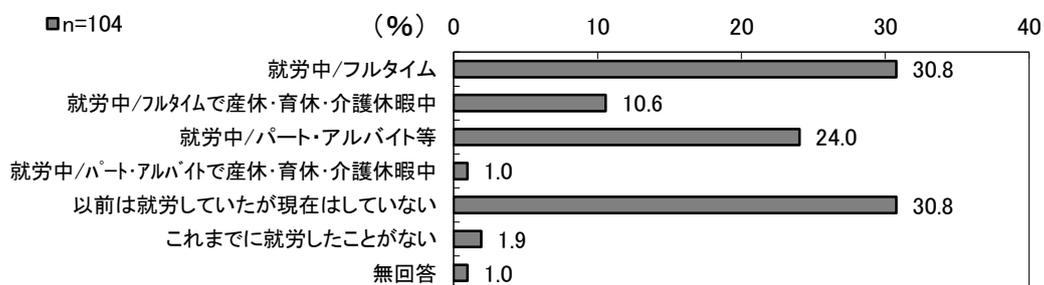


II-3 お子さんの保護者の働いている状況について

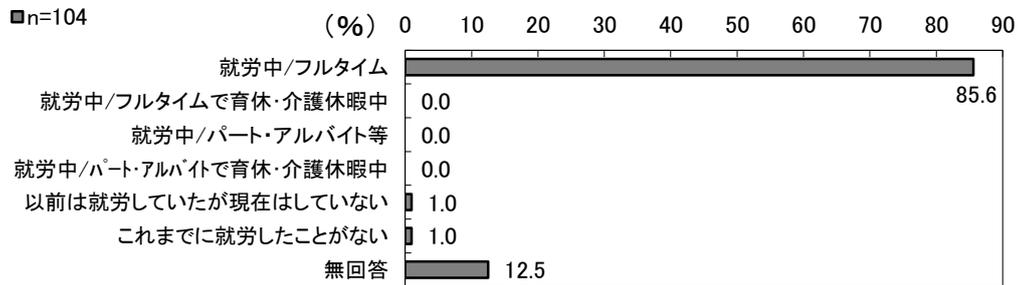
1 就労状況

問11 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業含む）をうかがいます。
 (1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】あてはまる番号1つに○をつけてください。
 (2) 父親【母子家庭の場合は記載不要】

(1) 母親：就労状況



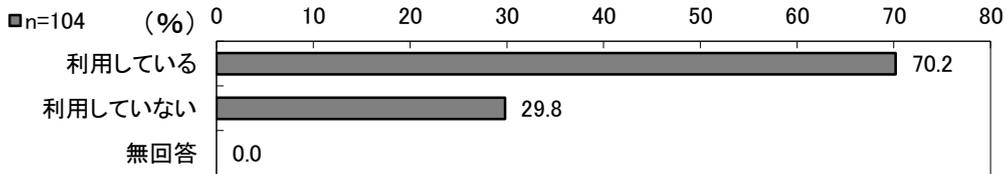
(2) 父親：就労状況



Ⅱ-4 お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

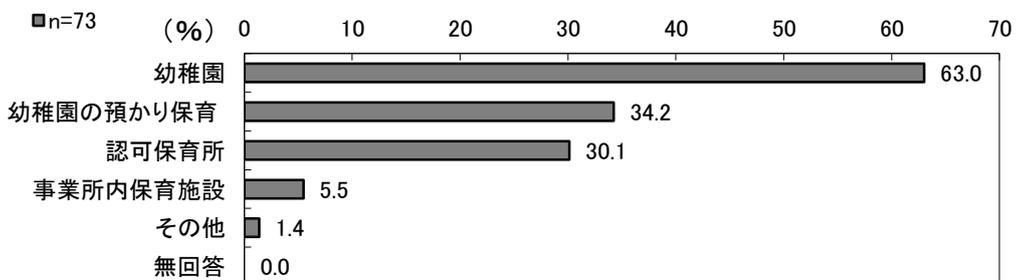
1 「定期的な教育・保育の事業」の利用の有無

問14 宛名のお子さんは現在、定期的に教育・保育事業（幼稚園や保育所等）を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業

問14-1 【問14-1～問14-4 は、問14で「1」に○をつけた方にかがいます。】
宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。

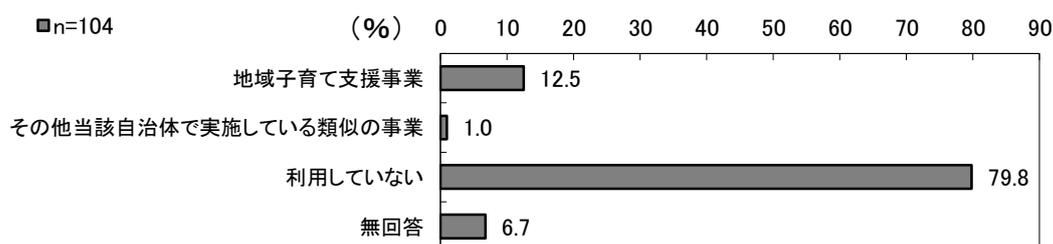


Ⅱ－6 お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について

1 地域子育て支援拠点事業を利用しているか

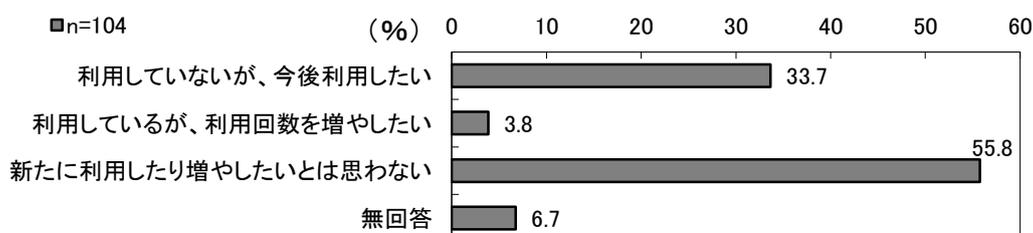
問16 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業※11（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「ぶらうらんど※12」「子育て広場※13」等があります）を利用していますか。

次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください。



2 地域子育て支援拠点事業の利用を増やしたいか

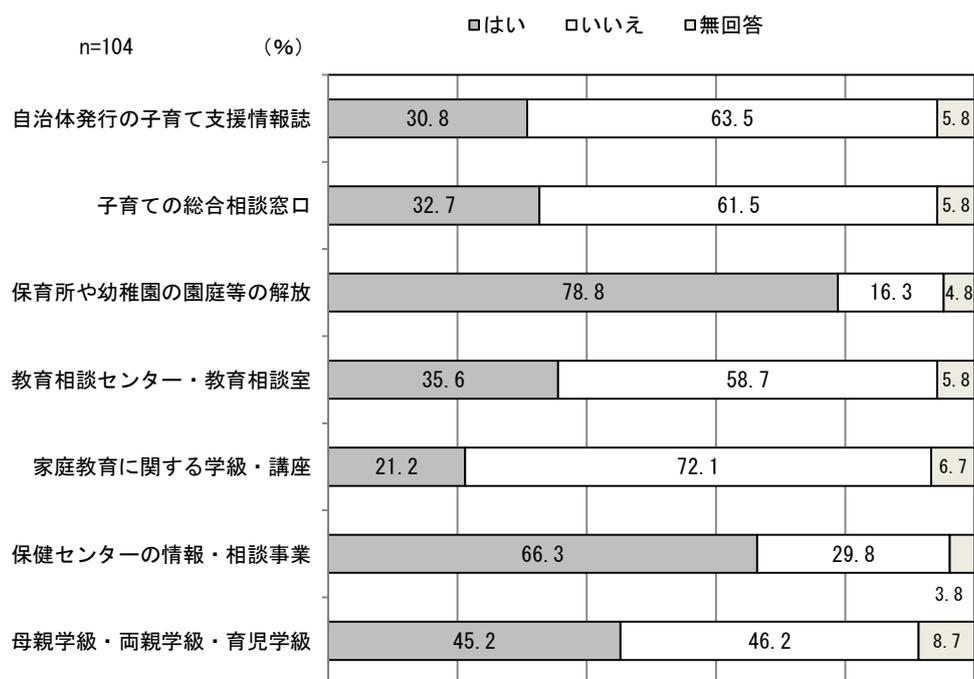
問17 問16 のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用回数を増やしたいと思いませんか。あてはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料が発生する場合があります。



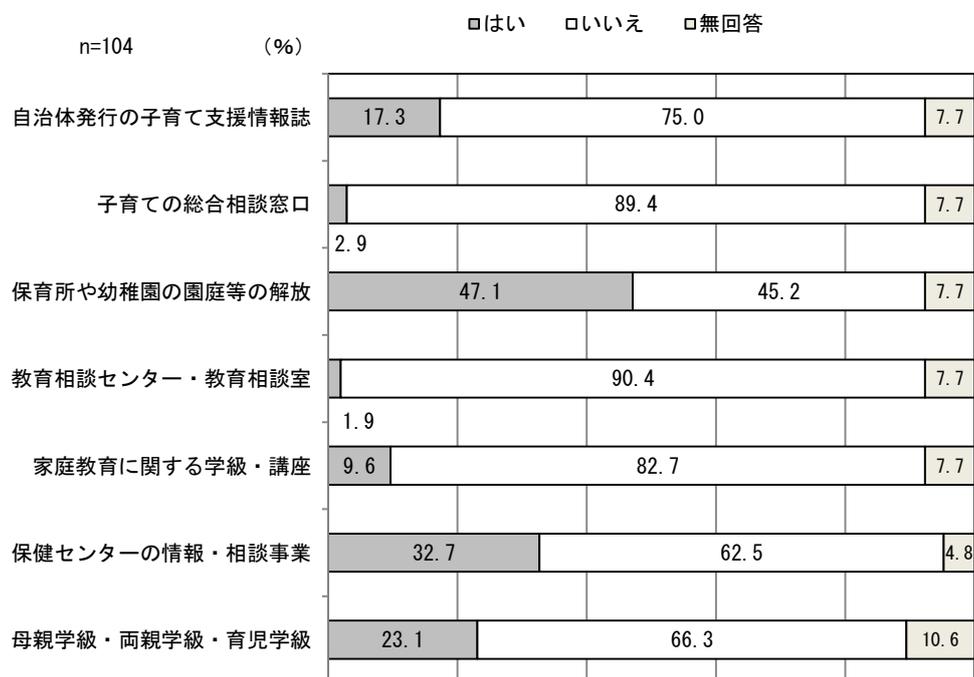
3 これまでに利用したことがある事業、今後利用したいと思う事業

問18 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

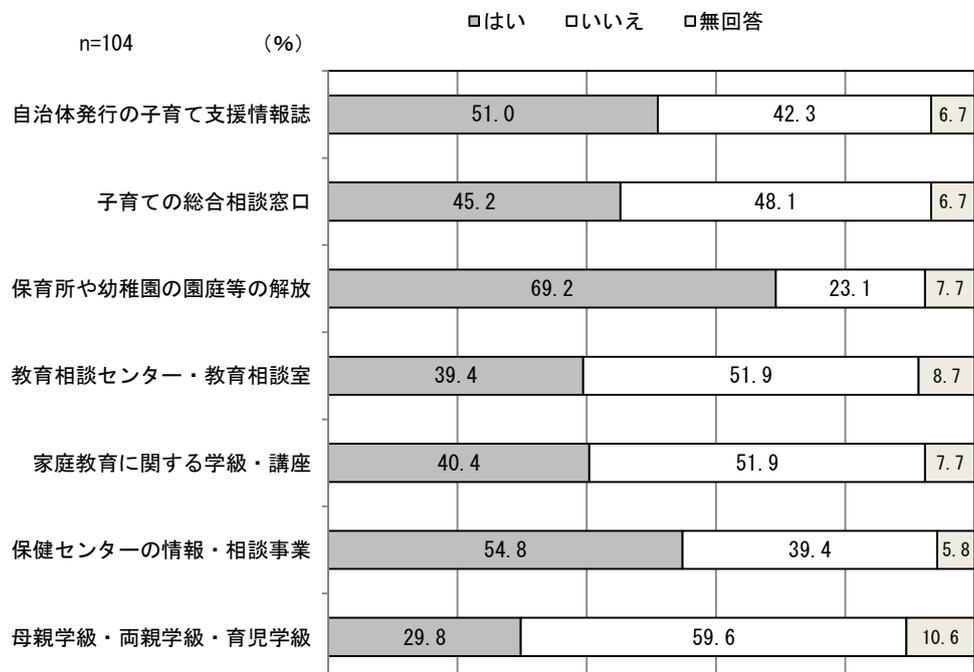
認知度



利用経験



利用希望

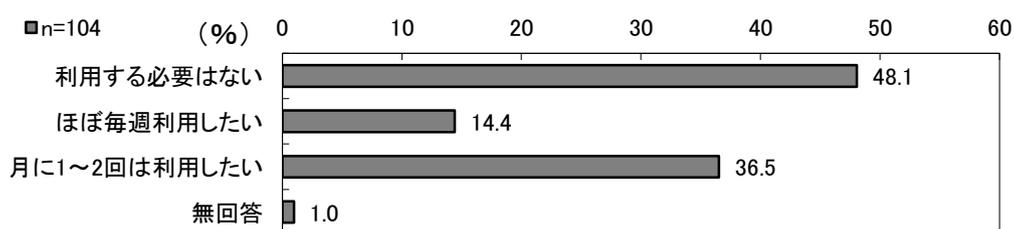


Ⅱ-7 お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

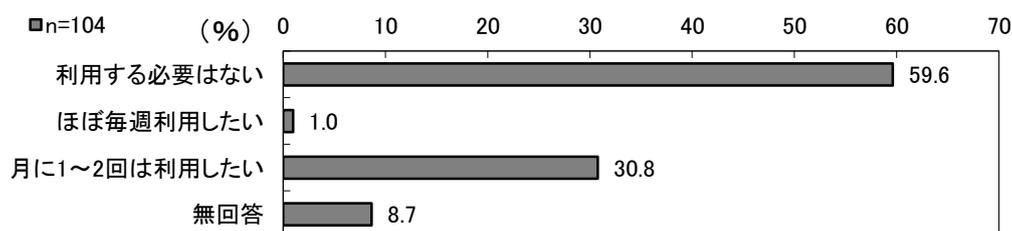
1 利用希望日、時間帯

問19 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、保育所・幼稚園等の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を口内に数字でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用料が発生します。

土曜日：利用希望



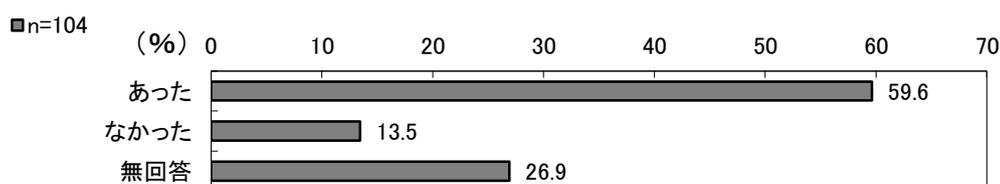
日曜日・祝日：利用希望



Ⅱ-8 お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）

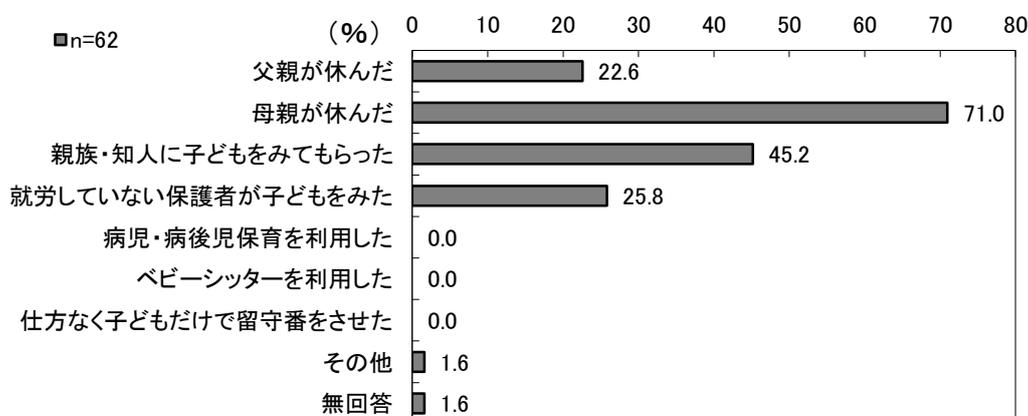
1 病気やケガで学校を休んだこと

問21 【問14 で「1」に○をつけた方にかがいます。】
この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで保育所・幼稚園等を利用できなかったことはありますか。



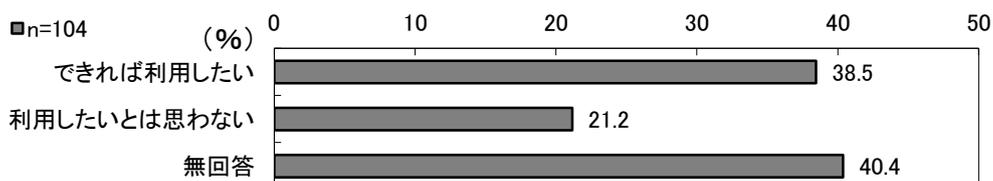
2 この1年間の対処方法

問21-1 宛名のお子さんが病気やけがで保育所・幼稚園等が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も口内に数字でご記入ください。（半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。）

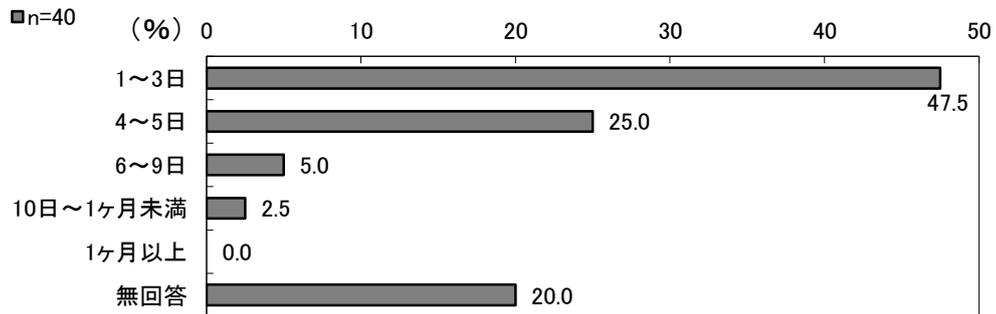


3 病児・病後児保育施設等を利用したいか

問21-2 子どもが病気の際、「できれば病児・病後児のための保育施設※14等を利用したい」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、日数についても口内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。



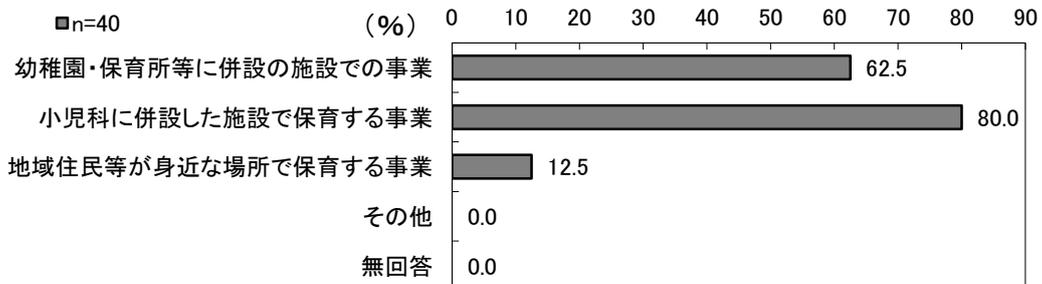
利



4 望ましい病児・病後児保育施設等の事業形態

問21-3 【問21-2 で「1」に○をつけた方にかがいます。】

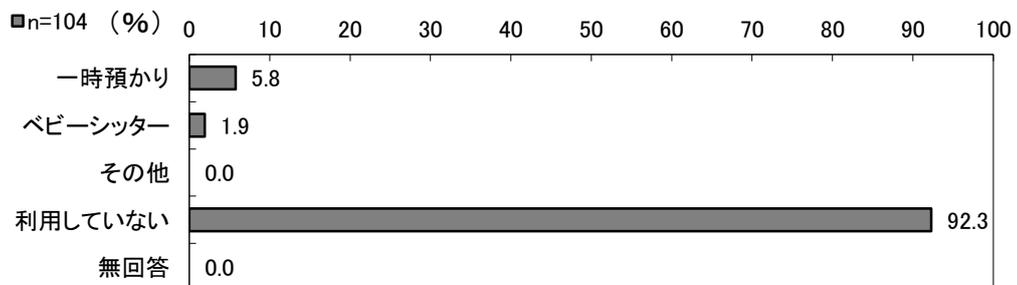
上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



Ⅱ-9 お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

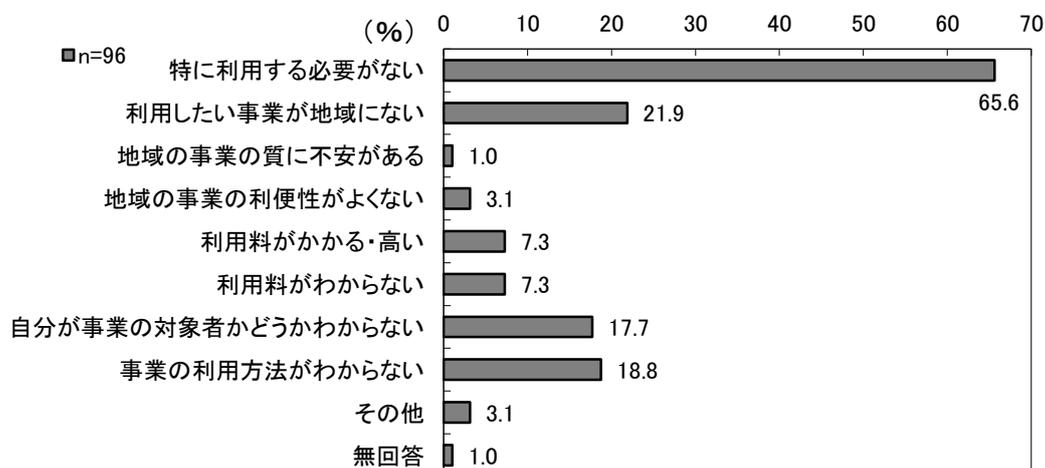
1 不定期に利用している事業

問22 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、あてはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数(おおよそ)も口内に数字でご記入ください。



2 不定期に利用している事業

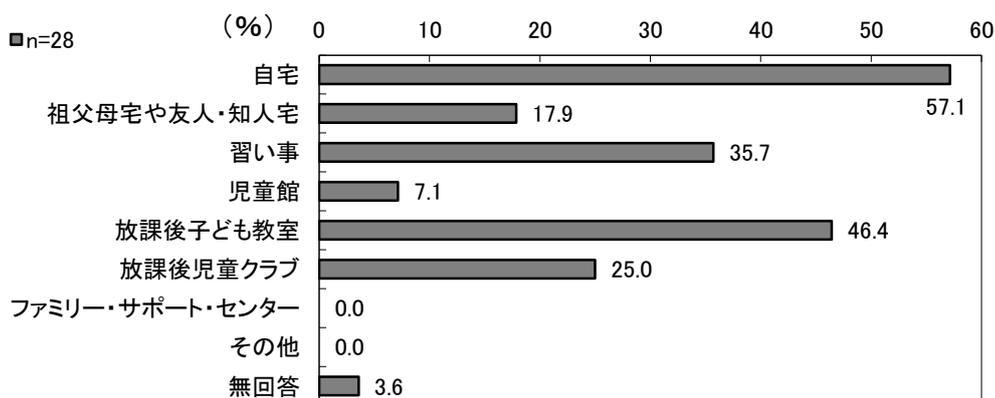
問22-1 【問22で「4」に○をつけた方にうかがいます。】
現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



Ⅱ-10 小学校就学後の放課後の過ごし方について（お子さんが5歳以上である方）

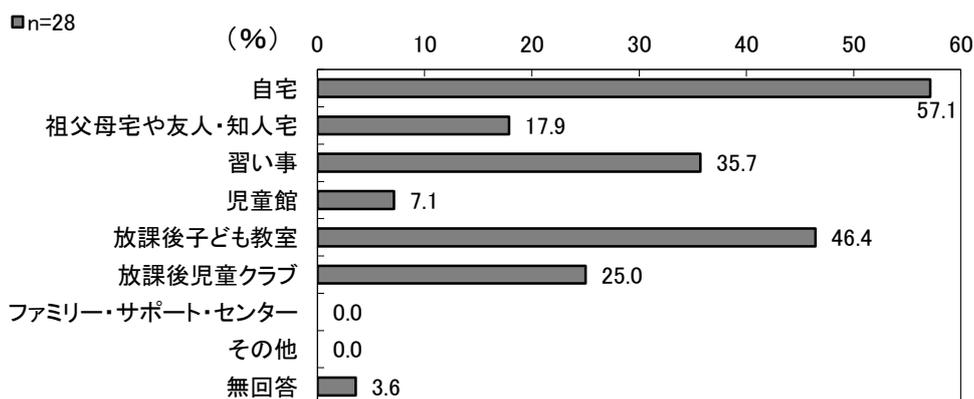
1 希望する小学校低学年の放課後の過ごし方

問25 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合は、利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。



2 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方

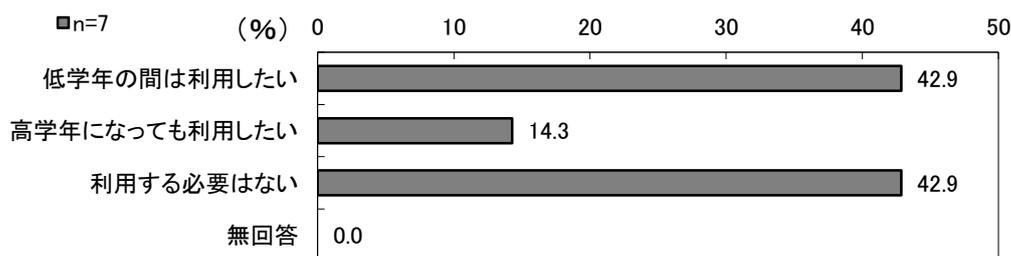
問26 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合は利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。



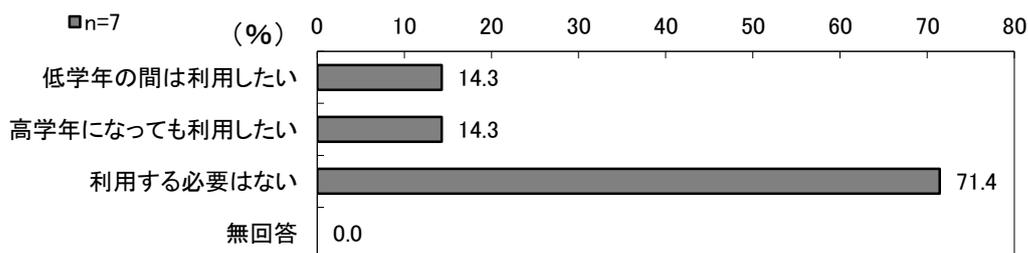
3 放課後児童クラブの利用希望

問27 【問25 または問26 で「6」に○をつけた方にかがいます。】
宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。(1)(2)それぞれについて、あてはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を口内に数字でご記入ください。

土曜日：利用希望

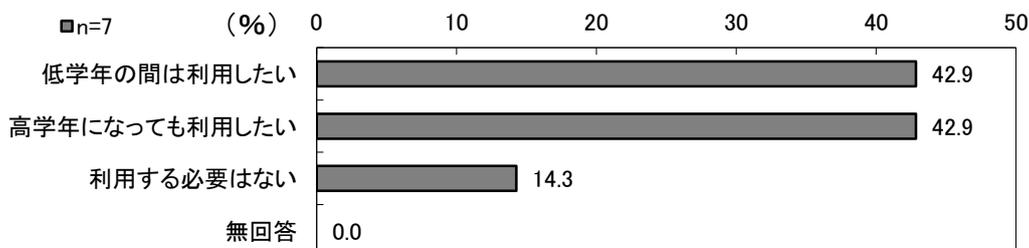


日曜日・祝日：利用希望



4 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

問28 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休み等の長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。あてはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、口内にご記入ください。

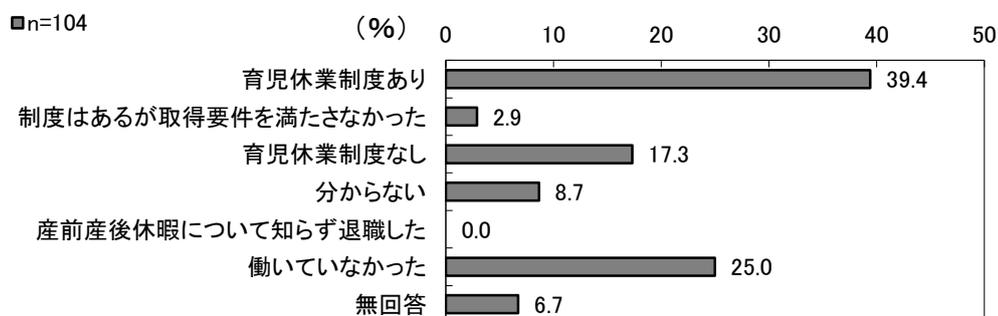


Ⅱ-11 育児休業や短時間勤務制度等職場の両立支援制度について

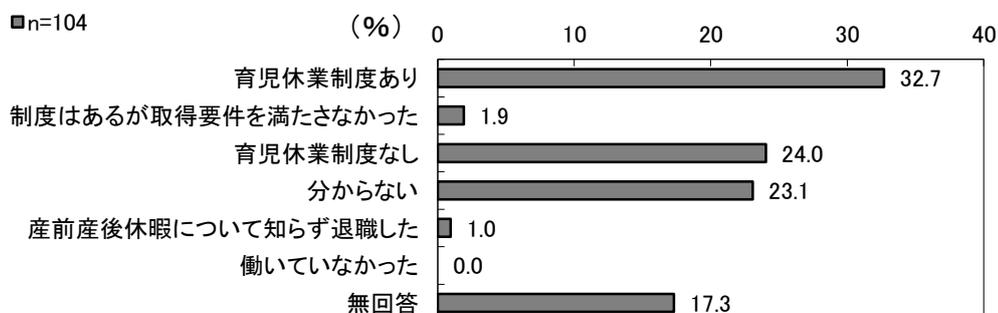
1 母親 父親 育児休業制度の有無について

問29 父親または母親のお勤め先には育児休業制度がありますか。次の中からあてはまるものそれぞれ1つに○をつけてください。

母親



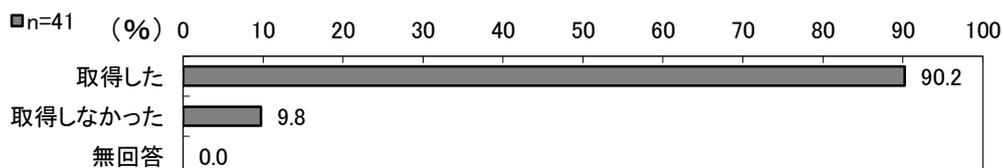
父親



2 母親 父親 育児休業の取得について

問29-1 お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、次の中からあてはまるものそれぞれ1つに○をつけてください。

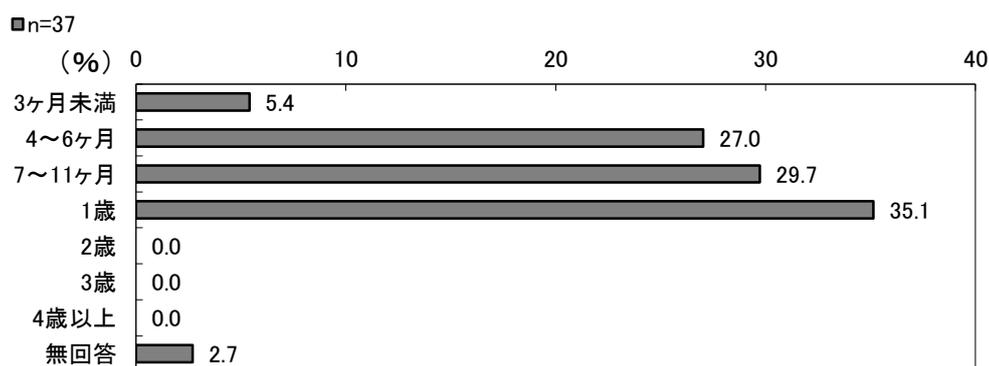
母親：取得状況



4 職場復帰のタイミング

問29-3 育児休業からは、お子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。または予定されていますか。□内に数字でご記入ください。

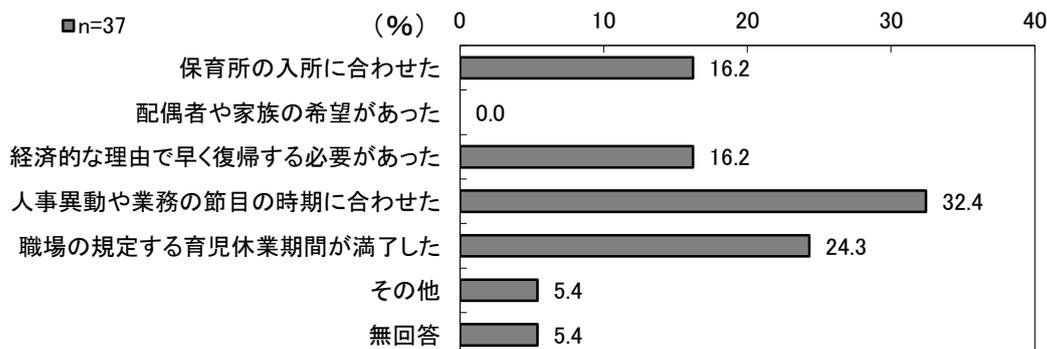
(1) 母親



5 職場復帰までの期間を決めた主な理由

問29-4 育児休業から職場復帰までの期間の主な理由は何ですか。それぞれあてはまる番号すべてに○をつけてください。

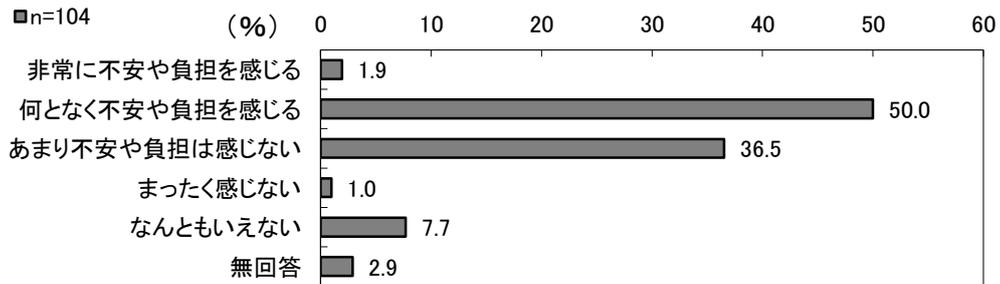
(1) 母親



Ⅱ-12 子育て環境全般について

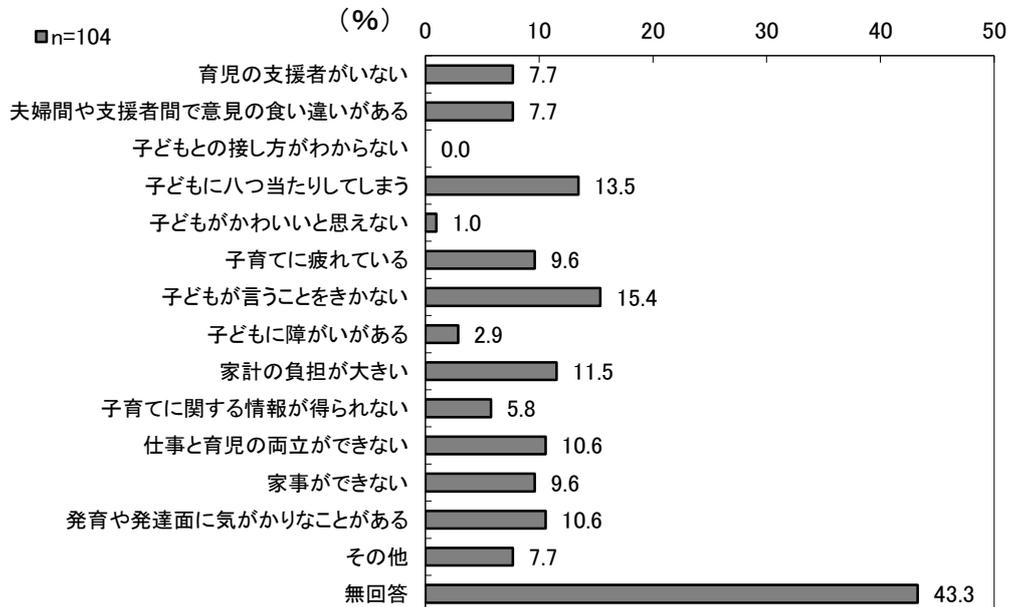
1 子育てに関する不安感や負担感

問30 子育てに関して不安や負担を感じることがありますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



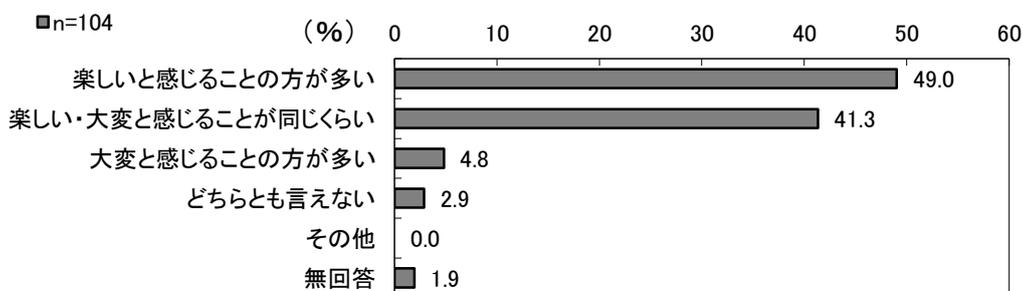
2 子育てに関する日頃の悩み、気になること

問31 宛名のお子さんを育てていくうえでの困りごとはありませんか。次の中から、あてはまるものすべてに○をつけてください。



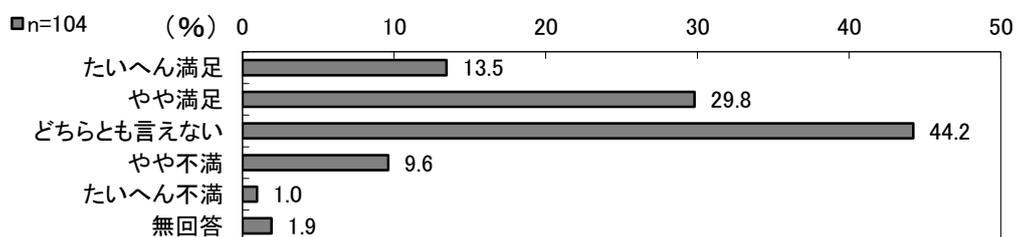
3 子育ての楽しさと大変さ

問32 あなたは、自分にとって子育てが楽しいと感じるときが多いと思いますか。それとも大変と感じるときが多いと思いますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。



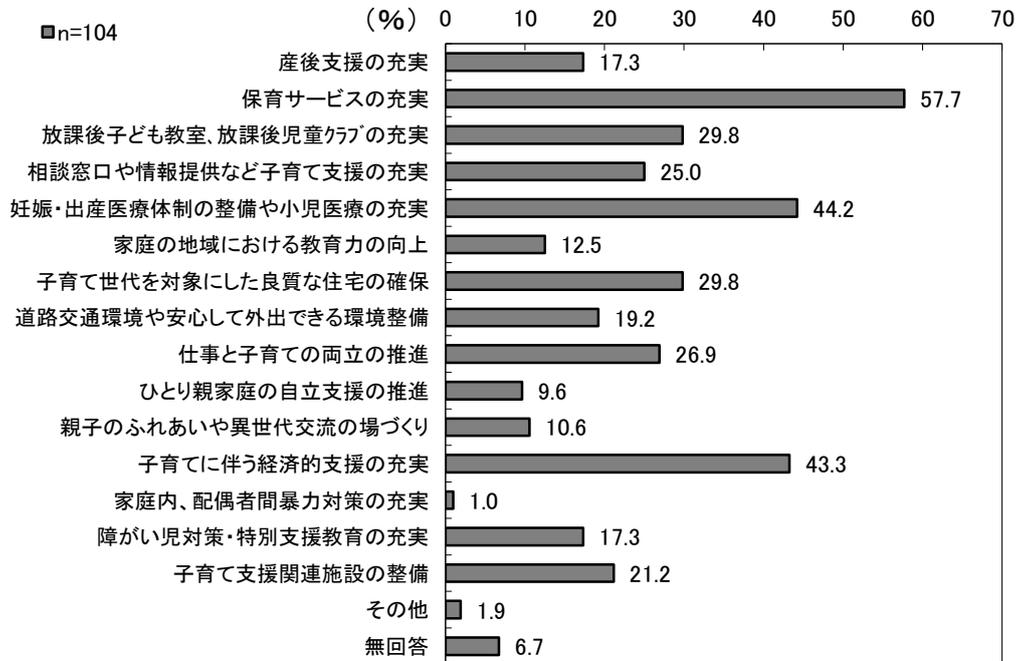
4 地域における子育て環境や支援への満足感

問33 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてあてはまる番号1つに○をつけてください。



5 町が重点的に取り組む必要性が高い施策

問34 子育て支援の環境づくりに対して、町が重点的に取り組む必要があると思われるものは何だと思えますか。あてはまるもの5つまでに○をつけてください。

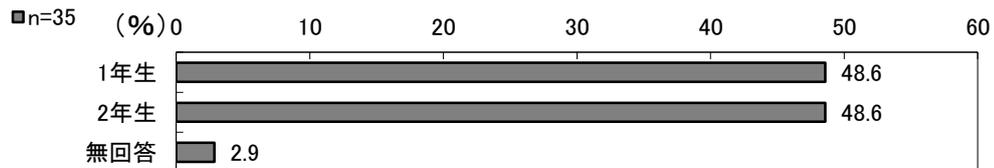


Ⅲ 小学生調査結果

Ⅲ-1 お子さんご家族の状況について

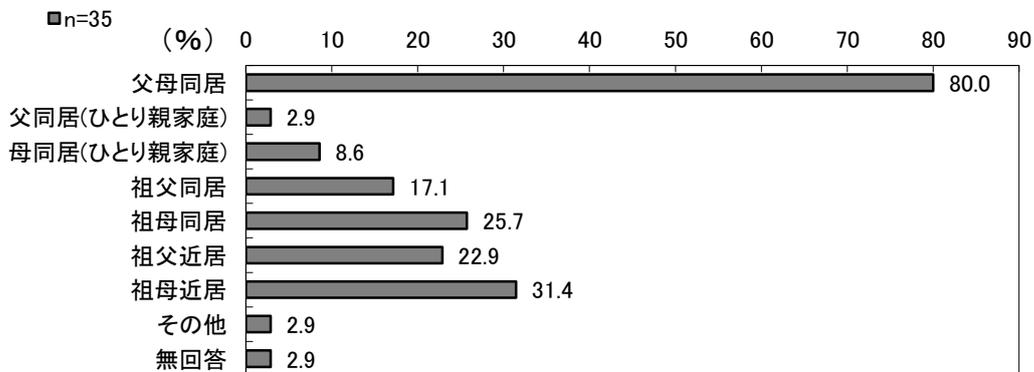
1 子どもの学年

問1 宛名のお子さんは小学何年生ですか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



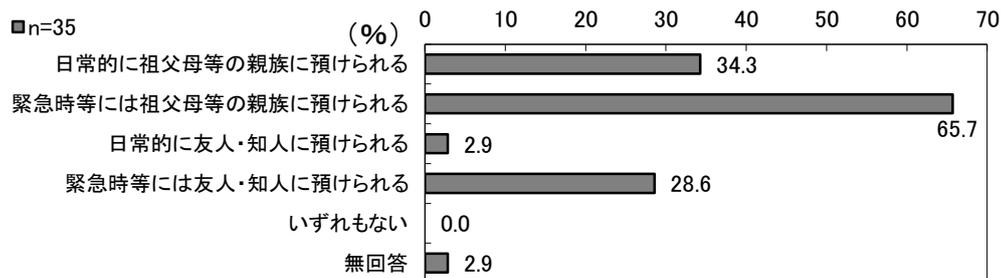
3 同居・近居の状況

問3 宛名のお子さんとの同居・近居（概ね30分以内程度に行き来できる範囲）の状況についておうかがいします。あてはまる番号すべてに○をつけてください。
（続柄は宛名のお子さんからみた関係です。）



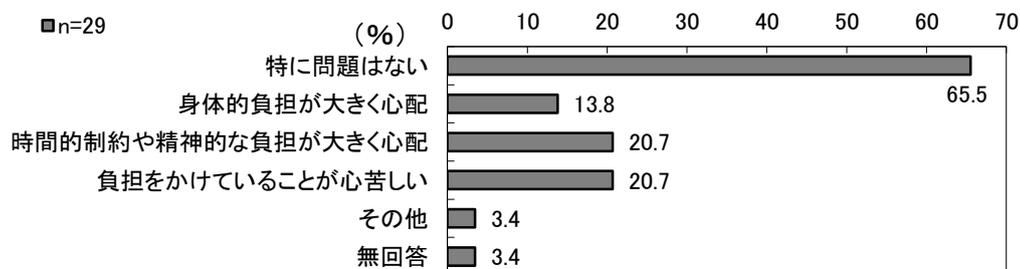
4 日頃子どもを預かってもらえる人の有無

問4 日頃、お子さんを預かってもらえる人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



5 祖父母に預かってもらっている状況

問4-1 【問4で「1」又は「2」に○をつけた方におうかがいします。】
祖父母に預かってもらっている状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。

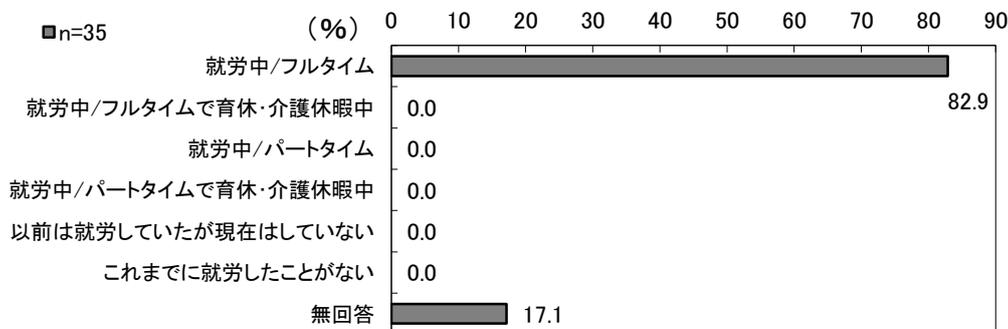


Ⅲ-2 お子さんの保護者の働いている状況について

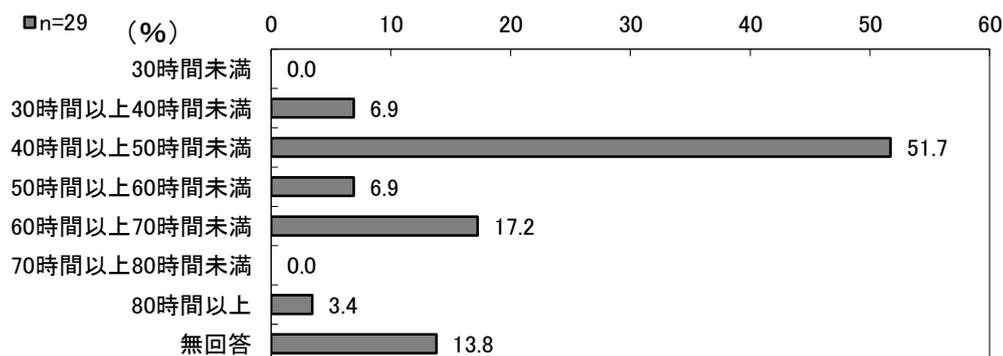
1 就労状況

問6 現在の就労状況（自営業と家事従事者を含む）についてうかがいます。父親・母親それぞれについてお答えください。併せて□内に数字の記入をお願いします。
※ひとり親の方は、ご自身の設問のみお答えください。

父親



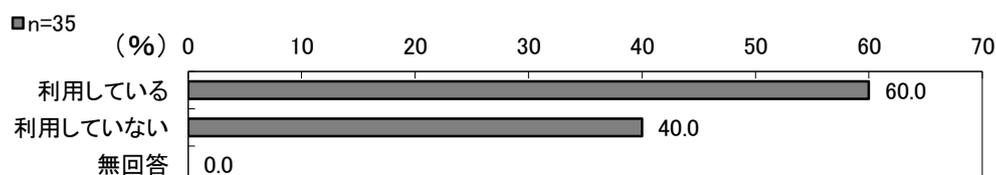
父親 フルタイム：就労時間/週



Ⅲ-3 放課後子ども教室の利用状況について

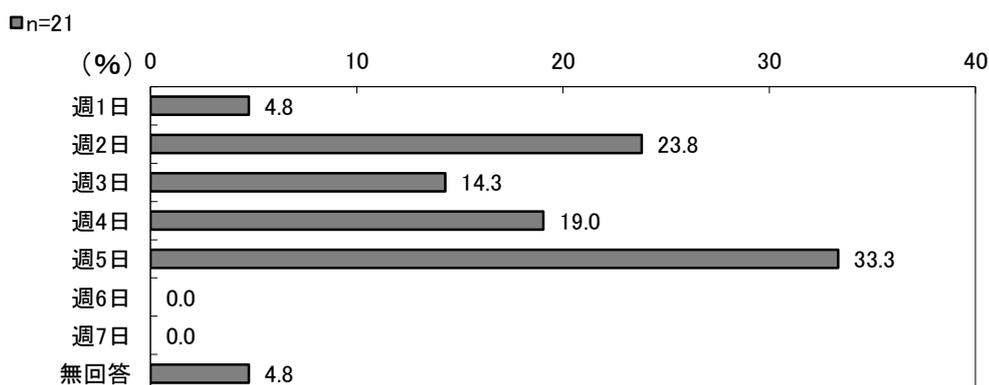
1 放課後子ども教室の利用状況について

問7 封筒の宛名のお子さんについて、現在、放課後子ども教室を利用していますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



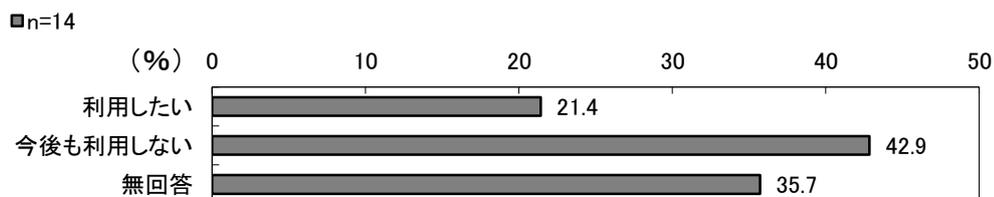
2 放課後子ども教室の利用日数/週

問7-1 【問7で「1」に○をつけた方にかがいます。】
放課後子ども教室の利用日数はどれくらいですか。



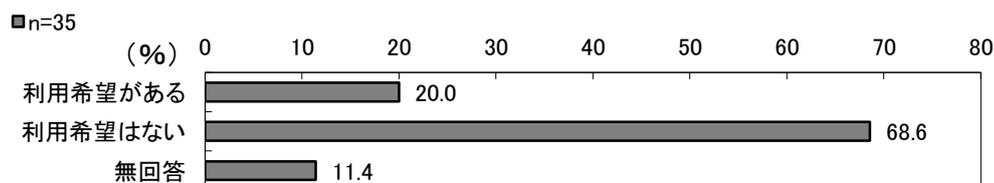
5 放課後子ども教室の今後の利用意向

問7-4 【問7で「2」に○をつけた方にかがいます。】
今後、放課後子ども教室を利用したいと思いませんか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



6 放課後児童クラブの利用意向

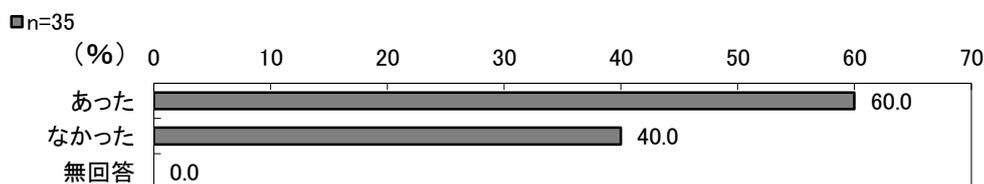
問7-5 現在田野町では実施していませんが、地域によっては、放課後子ども教室と連携して行うサービスとして『放課後児童クラブ※2』があります。その利用希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。なお、事業の利用には、一定の利用料が発生します。



Ⅲ-4 お子さんの病児・病後児の対応について

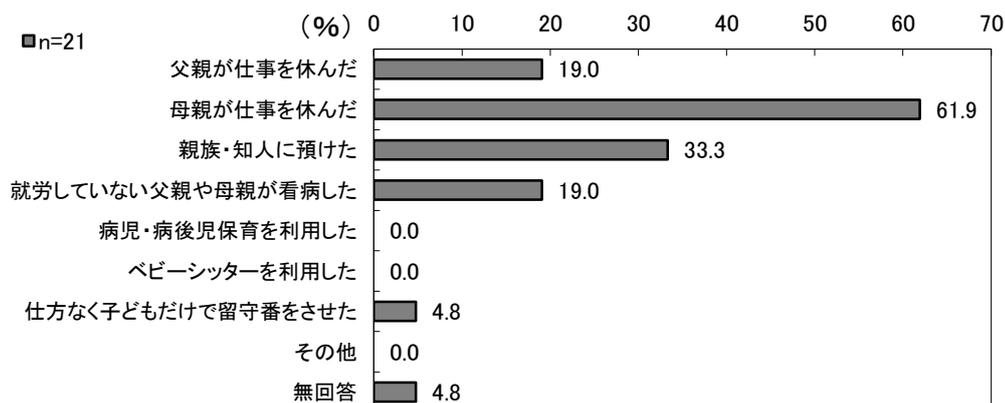
1 病気やケガで学校を休んだこと

問9 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかったことはありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



2 この1年間の対処方法

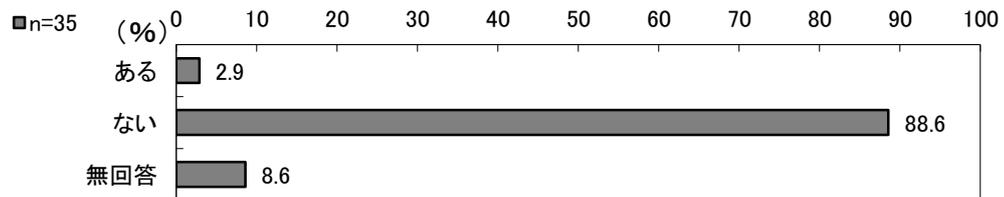
問9-1 【問9で「1」に○をつけた方にかがいます。】
この1年間、お子さんが病気やケガで小学校を休まなければならなかったとき、どのように対応されたかお聞かせください。また、それぞれについて、おおよその日数をお答えください。



Ⅲ－５ お子さんの一時預かりについて

1 一時預かりサービスの利用について

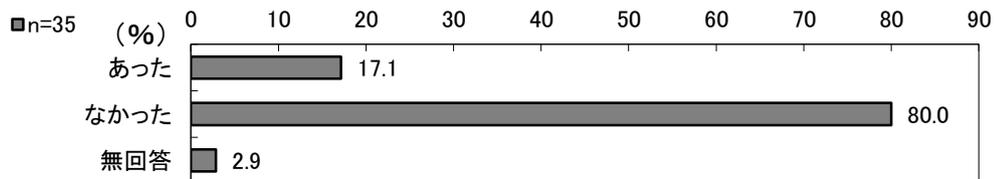
問10 この1年間で、私用（買物、習い事、スポーツ、会合、美容院等）やりフレッシュ目的、冠婚葬祭や子どもの親の病気、あるいは就労のため、一時預かりサービスを利用したことがありますか。（半日程度についても1日としてカウントしてください）あてはまる番号1つに○をつけてください。



Ⅲ－６ お子さんの宿泊を伴う一時預かりについて

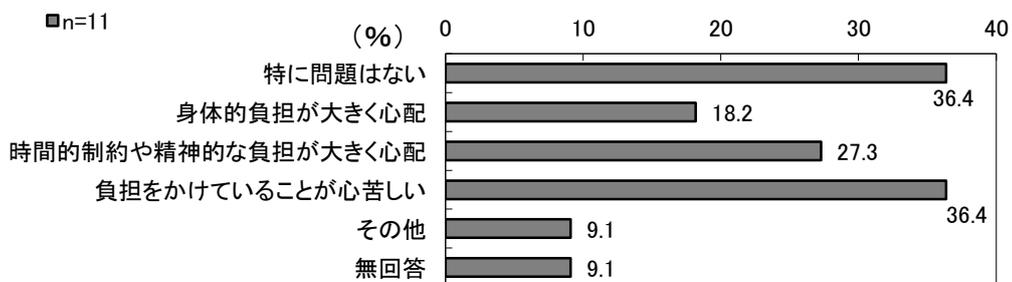
1 宿泊を伴って預ける必要があったか

問12 この1年間に、保護者の用事により、宛名のお子さんを「泊りがけで」家族以外に預けなければならないことはありましたか。（預け先が見つからなかった場合も含みます。）あてはまる番号すべてに○をつけてください。あった場合、その対処方法ごとに枠内に日数を記入し、合計の枠内についても記入してください。



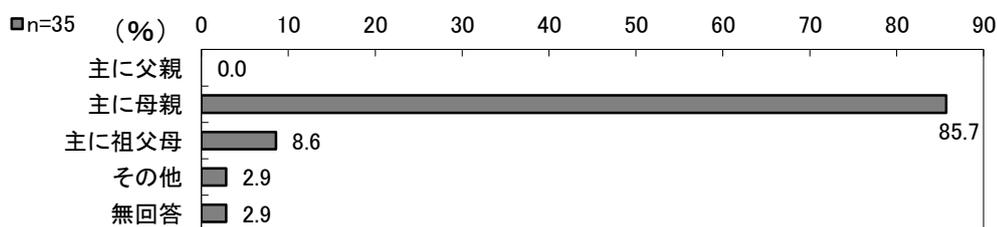
6 友人・知人に預かってもらっている状況

問4-2 【問4で「3」又は「4」に○をつけた方におうかがいします。】
友人や知人に預かってもらっている状況について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。



7 子どもの身の回りの世話をしている人

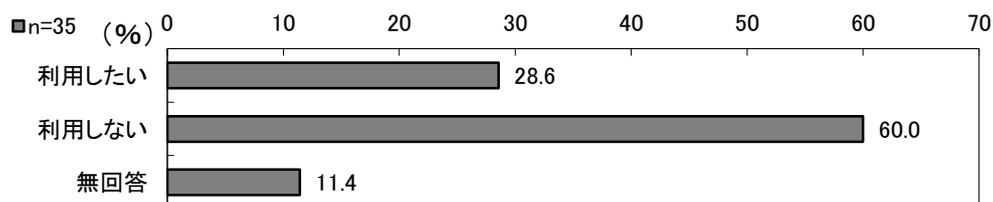
問5 宛名のお子さんの身の回りの世話を主にしている方として、あてはまる番号1つに○をつけてください。続柄はお子さんからみた関係です。



Ⅲ-8 ファミリー・サポート・センターの利用について

1 ファミリー・サポート・センターの利用意向

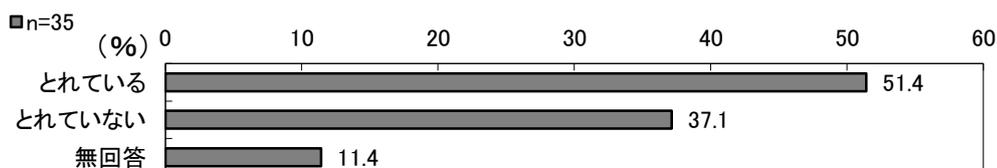
問15 ファミリー・サポート・センターもしくはそれに類するサービスを提供する機関があれば利用しますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



Ⅲ-9 就労されている方について

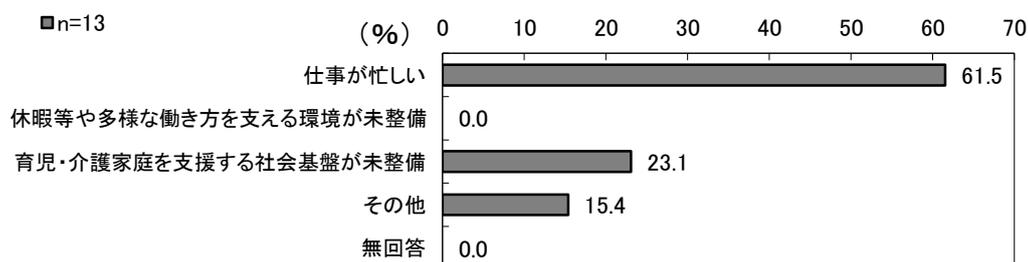
1 仕事と生活時間の調和について

問16 あなたは、子どもと一緒に過ごす時間や親の介護、自分のための時間が十分にとれている（仕事と生活の調和がはかられている）と思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



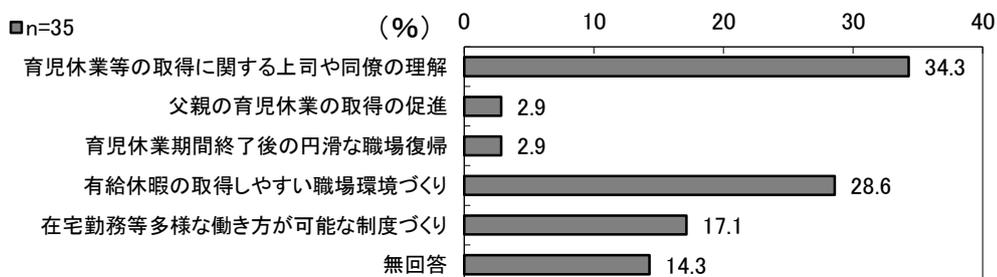
2 仕事と生活時間の調和がとれていない理由

問16-1 「とれていない」と思う理由は何ですか。最もあてはまる番号1つに○をつけてください。



3 仕事と子育ての両立をはかるために必要なこと

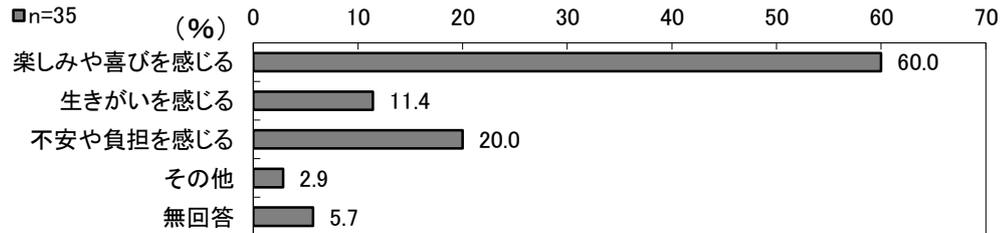
問17 仕事と子育ての両立をはかるために、職場において最も必要と思われる番号1つに○をつけてください。



Ⅲ-10 子育てに関する悩みや不安感について

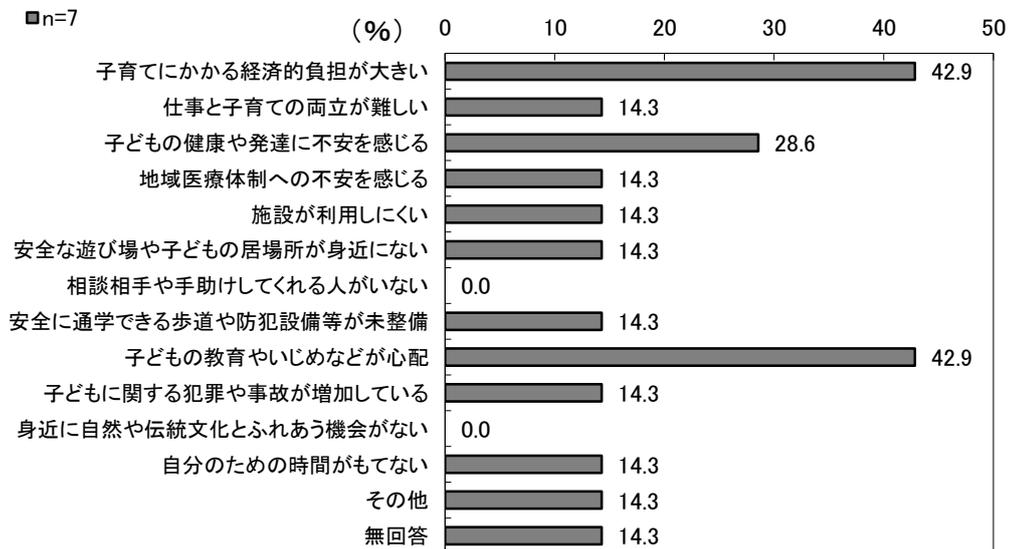
1 子育てについて感じていること

問18 あなたは、子育てについてどのように感じていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。



2 子育てに不安や負担を感じる理由

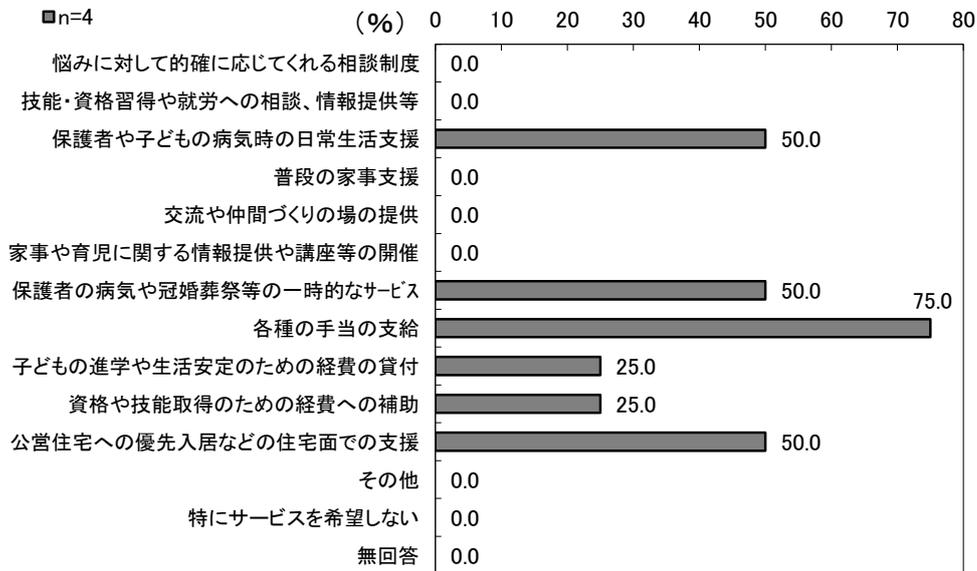
問18-1 【問18で「3」に○をつけた方にうかがいます。】
どのような理由で不安や負担を感じますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



Ⅲ-11 ひとり親家庭の方に、支援策として希望することについて

1 希望するひとり親家庭への支援策

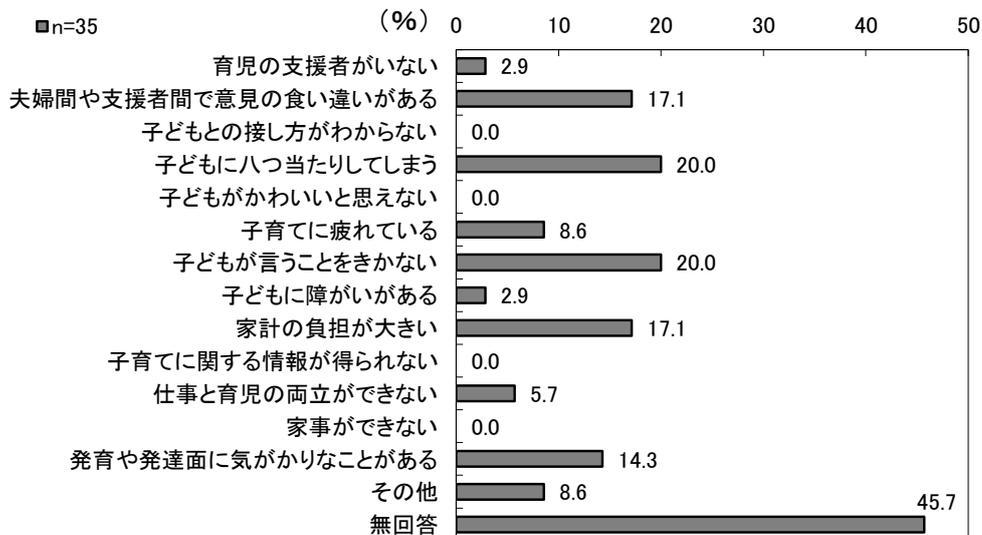
問19 ひとり親家庭の支援策として、どのようなサービスを希望しますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。



Ⅲ-12 子育てに関する悩みについて

1 子どもを育てていくうえでの困りごと

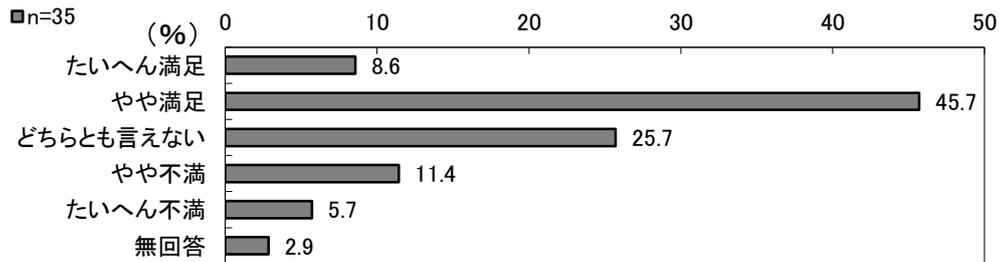
問20 宛名のお子さんを育てていくうえでの困りごとはありますか。次の中から、あてはまる番号すべてに○をつけてください。



Ⅲ-13 子育ての環境等への満足度について

1 地域における子育て環境や支援への満足度

問21 お住いの地域における子育ての環境や支援への満足度についてあてはまる番号1つに○をつけてください。



Ⅲ-14 子どもに関する施策について

1 町が重点的に取り組む必要性が高い施策

問22 子育て支援の環境づくりに対して、町が重点的に取り組む必要があると思われるものは何だと思えますか。あてはまるもの5つまでに○をつけてください。

